

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年4月27日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼コンダクティング・オフィサー ジャンフランソワ・カブラス  
(Jean-François Caprasse, Director & Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟  
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト  
(Nomura Global Select Trust)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】

( ) U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド  
100億米ドル(1兆737億円)を上限とします。

( ) 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド  
100億豪ドル(8,366億円)を上限とします。

(注1)米ドルの円貨換算は、便宜上、平成30年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.37円)によります。以下、別段の表示がない限り、米ドルの金額表示はすべてこれによります。

(注2)豪ドルの円貨換算は、便宜上、平成30年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=83.66円)によります。以下、別段の表示がない限り、豪ドルの金額表示はすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年4月27日付で半期報告書を提出いたしましたので、平成30年1月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により更新または追加するため、また、日本における販売会社の商号変更および追加、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの予定される取引日の定義の変更、欧州のマネー・マーケット・ファンドに関する新規制の適用に係る変更について修正・加筆するため、管理報酬等に関する情報の更新等、記載事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2【訂正の内容】

### (1) 半期報告書提出に伴う訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容\*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格	(3) ファンドの仕組み 管理会社の概要 ( ) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
5 その他	(3) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	追加

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。（「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。）

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(Global Funds Management S.A.)(以下「管理会社」といいます。 )が管理するノムラ・グローバル・セレクト・トラスト(Nomura Global Select Trust)(以下「トラスト」といいます。 )のサブ・ファンドであるU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンド(以下総称して「ファンド」といいます。 )の運用状況は次のとおりです。

### (1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

#### U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2018年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	56,907,787	19.64
	ドイツ	39,370,779	13.59
	イギリス	22,470,281	7.76
	フィンランド	19,965,986	6.89
	オランダ	17,983,869	6.21
	シンガポール	11,485,178	3.96
	日本	11,454,042	3.95
	カナダ	8,491,053	2.93
	ニュージーランド	2,993,359	1.03
		小計	191,122,334
譲渡性預金	イギリス	31,459,845	10.86
	オーストラリア	10,988,039	3.79
	香港	7,989,248	2.76
	小計	50,437,132	17.41
合計		241,559,467	83.39
現金その他の資産(負債控除後)		48,121,646	16.61
総計 (純資産総額)		289,681,112 (約31,103百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

(注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2018年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.37円)によります。

(注3) 豪ドルの円貨換算は、便宜上、2018年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=83.66円)によります。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

## 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2018年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (豪ドル)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	6,976,504	21.48
	ドイツ	3,990,605	12.29
	オーストラリア	1,999,521	6.16
	イギリス	1,998,139	6.15
	フィンランド	998,945	3.08
	ニュージーランド	997,875	3.07
	シンガポール	997,227	3.07
	オランダ	996,467	3.07
	小計	18,955,282	58.37
譲渡性預金	オーストラリア	3,994,997	12.30
	小計	3,994,997	12.30
変動利付債	オーストラリア	1,000,000	3.08
	小計	1,000,000	3.08
合計		23,950,278	73.76
現金その他の資産(負債控除後)		8,521,449	26.24
総計 (純資産総額)		32,471,727 (約2,717百万円)	100.00

## (2) 運用実績

## 純資産の推移

2017年3月1日から2018年2月末日までの各月末の純資産の推移は次のとおりです。

## U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2017年3月末日	282,656	30,349	0.01	1.07
4月末日	283,632	30,454	0.01	1.07
5月末日	277,983	29,847	0.01	1.07
6月末日	280,545	30,122	0.01	1.07
7月末日	281,975	30,276	0.01	1.07
8月末日	283,087	30,395	0.01	1.07
9月末日	280,480	30,115	0.01	1.07
10月末日	275,864	29,620	0.01	1.07
11月末日	276,731	29,713	0.01	1.07
12月末日	274,729	29,498	0.01	1.07
2018年1月末日	281,581	30,233	0.01	1.07
2月末日	289,681	31,103	0.01	1.07

## 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪ドル	円
2017年3月末日	31,520	2,637	0.01	0.84
4月末日	32,246	2,698	0.01	0.84
5月末日	32,991	2,760	0.01	0.84
6月末日	31,835	2,663	0.01	0.84
7月末日	32,454	2,715	0.01	0.84
8月末日	32,386	2,709	0.01	0.84
9月末日	31,421	2,629	0.01	0.84
10月末日	31,865	2,666	0.01	0.84
11月末日	31,526	2,637	0.01	0.84
12月末日	33,070	2,767	0.01	0.84
2018年1月末日	32,014	2,678	0.01	0.84
2月末日	32,472	2,717	0.01	0.84

## 分配の推移

2018年2月末日前1年間における分配の推移は次のとおりです。

## U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

	1万口当りの分配金	
	米ドル	円
2017年3月	0.04002	4.30
4月	0.04317	4.64
5月	0.04759	5.11
6月	0.04665	5.01
7月	0.05121	5.50
8月	0.04981	5.35
9月	0.05020	5.39
10月	0.05255	5.64
11月	0.05320	5.71
12月	0.06295	6.76
2018年1月	0.07336	7.88
2月	0.06612	7.10

## 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

	1万口当りの分配金	
	豪ドル	円
2017年3月	0.09072	7.59
4月	0.09117	7.63
5月	0.09918	8.30
6月	0.09031	7.56
7月	0.09142	7.65
8月	0.08620	7.21
9月	0.08291	6.94
10月	0.08530	7.14
11月	0.08205	6.86
12月	0.08165	6.83
2018年1月	0.09022	7.55
2月	0.07565	6.33

## 収益率の推移

## U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

計算期間	収益率(注)
2017年3月1日から2018年2月28日まで	0.64%

## 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

計算期間	収益率(注)
2017年3月1日から2018年2月28日まで	1.05%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該期間の直前の日の1口当り純資産価格

## &lt;参考情報&gt;

## 純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移 (2018年2月末日現在)

## U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド



※7日間平均年換算利回りは課税前です。

## 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド



## 2 販売及び買戻しの実績

2017年3月1日から2018年2月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2018年2月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

### U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

販売口数	買戻口数	発行済口数
21,652,190,128 (21,652,190,128)	20,634,641,700 (20,634,641,700)	28,968,111,217 (28,968,111,217)

### 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

販売口数	買戻口数	発行済口数
2,049,344,060 (2,049,344,060)	1,936,771,008 (1,936,771,008)	3,247,172,694 (3,247,172,694)

(注) ( ) の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)



### 3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルおよび豪ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2018年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=107.37円、1豪ドル=83.66円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

## (1) 資産及び負債の状況

結合純資産計算書  
2018年1月31日現在

## ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト-

	U.S.ドル・マネー・ マーケット・ファンド		豪ドル・マネー・ マーケット・ファンド	
	(米ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
<b>資産</b>				
投資有価証券(注2)	230,492,819	24,748,014	23,947,664	2,003,462
銀行預金	160,437	17,226	91,419	7,648
定期預金	51,588,000	5,539,004	8,046,000	673,128
未収収益	31,866	3,421	3,610	302
預金利息	2,077	223	498	42
設立費	0	0	1,691	141
その他の資産	0	0	1,688	141
資産合計	<u>282,275,199</u>	<u>30,307,888</u>	<u>32,092,570</u>	<u>2,684,864</u>
<b>負債</b>				
未払費用(注7)	575,873	61,831	72,377	6,055
受益者への未払分配金	118,322	12,704	6,621	554
負債合計	<u>694,195</u>	<u>74,536</u>	<u>78,998</u>	<u>6,609</u>
純資産	<u>281,581,004</u>	<u>30,233,352</u>	<u>32,013,572</u>	<u>2,678,255</u>
発行済受益証券数	28,158,100,437 口		3,201,357,155 口	
1口当り純資産価格	0.01米ドル	1.07円	0.01豪ドル	0.84円

添付の注記は当財務書類の一部である。

結合純資産計算書  
(続き)

	結合	
	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券(注2)	249,826,968	26,823,922
銀行預金	234,244	25,151
定期預金	58,083,939	6,236,473
未収収益	34,781	3,734
預金利息	2,479	266
設立費	1,365	147
その他の資産	1,363	146
資産合計	<u>308,185,139</u>	<u>33,089,838</u>
負債		
未払費用(注7)	634,307	68,106
受益者への未払分配金	123,667	13,278
負債合計	<u>757,974</u>	<u>81,384</u>
純資産	<u>307,427,165</u>	<u>33,008,455</u>

結合発行済受益証券数変動表  
2018年1月31日に終了した期間

	ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト -	
	U.S.ドル・マネー・ マーケット・ファンド	豪ドル・マネー・ マーケット・ファンド
期首現在発行済受益証券数	<u>28,197,485,368</u>	<u>3,245,375,007</u>
発行受益証券数	10,413,607,618	956,700,361
買戻受益証券数	(10,452,992,549)	(1,000,718,213)
期末現在発行済受益証券数	<u>28,158,100,437</u>	<u>3,201,357,155</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

## ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト

## 中間財務書類に対する注記

2018年1月31日に終了した期間

## 注1 - 組織

## トラスト

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてオープン・エンドのアンブレラ型の共有持分型投資信託 (*fonds commun de placement à compartiments multiples*) としてルクセンブルグ大公国において設定されたノムラ・グローバル・セレクト・トラスト(以下「トラスト」という。)は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社 (*société anonyme*) でありルクセンブルグ大公国に登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(以下「管理会社」という。)によって、その共有者(以下「受益者」という。)の利益のために管理運用される、証券およびその他の資産(以下「証券」という。)からなる非法人形態の共有体である。トラストの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

トラストは、異なるクラスの受益証券を発行することができ、管理会社の取締役会(「取締役会」)がクラス毎に決めた投資方針に従って個別に投資される。異なるクラス受益証券およびその投資ポートフォリオは、以下に「ファンド」として言及される。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律(改正済)(「2013年法」)の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

トラストは、2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法(改正済)(「2010年法」)のパートの規定に準ずる投資信託として適格性を有し、また2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

トラストの存続期間は無期限である。トラストは、管理会社と保管受託銀行との合意によりいつでも償還することができる。

## ファンド

本書の日付現在、当トラストには、無期限の存続期間で設定されたノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - 豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの二つのファンド(個々を「ファンド」という。)が存在する。

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、市場金利に沿った安定した収益を追求することである。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有するそれぞれ米ドル建ておよび豪ドル建ての短期金融商品に分散して投資することにより、この投資目的の達成を目指す。

## 注2 - 重要な会計方針

トラストは、それぞれの通貨で各ファンドの会計帳簿を記帳し、米ドルで結合財務書類を作成している。

財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に関する規則に準拠し、以下の重要な会計方針を含んで作成される。

## 投資有価証券

各ファンドの組入証券は、償却原価法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、その後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は評価面での確実性を提供する一方、償却原価法で決定されるので、評価期間中に証券が売却された場合ファンドが受領する価格よりも高額であったり低額であったりする場合がある。

当該ファンドの組入証券は、市場相場を用いて計算される純資産額と償却原価法で計算される純資産額との間の乖離を判定するために管理会社の取締役会によってもしくはその指図に従って定期的に検討される。既存の受益者に重大な希薄化またはその他の不正な結果が生じる可能性のある乖離があると判定される場合には、管理会社またはその任命する代行会社は、各受益者の受益証券の比例的買戻しによる発行済受益証券数の減少(この買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われない。)、売買益もしくは損失を実現するための満期前の組入証券の売却、または組入証券の平均満期の短期化、分配の停止、または入手可能な市場相場を用いた1口当たり純資産価格の確定を含む、必要かつ適切とみなされる事後処理を採ることになる。

### 投資取引および投資収益

投資取引は、取引日（購入または売却の注文が実行される日）に会計処理される。投資取引に係る実現損益は、加重平均原価法に基づいて算出される。

受取利息は、発生利息に基づいて計上される。支払いが滞ったり支払いに問題があると投資運用会社が判断する場合には、トラストは収益を計上しない。

### 外貨換算

各ファンドの基準通貨以外の通貨建ての資産および負債は、財務書類の日付現在の実勢為替レートで換算されている。

各ファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

米ドル建てで結合財務書類を作成するにあたり、米ドル以外の通貨建ての各ファンドの計算書は、期末現在の実勢為替レートで換算されている。

2018年1月31日現在、以下の為替レートが使用された。

1米ドル = 1.23862豪ドル

### 純資産価格の計算方針

各ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定される。1口当り純資産価格は、当該ファンドのすべての投資有価証券およびその他の資産の合計から当該ファンドの負債を控除した額を発行済受益証券の口数で除することにより決定される。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、ルクセンブルグ時間の午後6時時点で管理会社および保管受託銀行の事務所において各取引日に入手可能である、日々の1口当り純資産価格および各ファンドに関して宣言される1口当りの日々の分配金額を決定するために、管理会社によって任命されている。

### 注3 - 管理報酬および投資運用報酬

管理会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.01%の報酬を、各ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.01%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。管理報酬の引下げは2008年12月29日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>管理報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.008%
0.20%未満となった場合	0.006%
0.10%未満となった場合	0.004%
再度0.10%未満となった場合	0.002%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

管理報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>管理報酬</u>
0.250%超となった場合	0.002%
再度0.250%超となった場合	0.004%
0.350%超となった場合	0.006%
0.450%超となった場合	0.008%
0.525%超となった場合	0.010%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2018年1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.01%であった。

各ファンドの投資運用会社は、当該四半期中のかかるファンドの日々の平均純資産額の年率0.15%の投資運用報酬を、当該ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.15%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。投資運用報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資運用報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.12%
0.20%未満となった場合	0.09%
0.10%未満となった場合	0.06%
再度0.10%未満となった場合	0.03%
再度0.10%未満となった場合	0.00%

投資運用報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資運用報酬</u>
0.250%超となった場合	0.03%
再度0.250%超となった場合	0.06%
0.350%超となった場合	0.09%
0.450%超となった場合	0.12%
0.525%超となった場合	0.15%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2018年1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.15%であった。

#### 注4 - 保管報酬および管理事務代行報酬

保管受託銀行および管理事務代行会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.070%以下の保管報酬および管理事務代行報酬を、各ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.070%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。保管報酬および管理事務代行報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬および管理事務代行報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.052%
0.20%未満となった場合	0.039%
0.10%未満となった場合	0.026%
再度0.10%未満となった場合	0.013%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

保管報酬および管理事務代行報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬および管理事務代行報酬</u>
0.250%超となった場合	0.013%
再度0.250%超となった場合	0.026%
0.350%超となった場合	0.039%
0.450%超となった場合	0.052%
0.525%超となった場合	0.070%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2018年1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.07%であった。

保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用(電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。)ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管費用は、当該ファンドが負担する。

#### 注5 - 代行協会員報酬

日本における代行協会員は、各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.08%以下の報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は四半期末毎に支払われる。

年率0.08%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。代行協会員報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.064%
0.20%未満となった場合	0.048%
0.10%未満となった場合	0.032%
再度0.10%未満となった場合	0.016%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

代行協会員報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.250%超となった場合	0.016%
再度0.250%超となった場合	0.032%
0.350%超となった場合	0.048%
0.450%超となった場合	0.064%
0.525%超となった場合	0.080%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2018年1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.08%であった。

## 注6 - 販売会社報酬

日本における各販売会社は、日本における当該販売会社によって販売された受益証券の当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.35%以下の報酬を、各ファンドの資産から四半期末毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.35%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。販売会社報酬の引下げは2008年12月10日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.45%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
0.45%未満となった場合	0.30%
0.40%未満となった場合	0.25%
0.35%未満となった場合	0.20%
0.30%未満となった場合	0.16%
0.20%未満となった場合	0.12%
0.10%未満となった場合	0.08%
再度0.10%未満となった場合	0.04%
再度0.10%未満となった場合	0.00%

販売会社報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.25%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
0.250%超となった場合	0.04%
再度0.250%超となった場合	0.08%
0.350%超となった場合	0.12%
0.450%超となった場合	0.16%
0.525%超となった場合	0.20%
再度0.525%超となった場合	0.25%
再度0.525%超となった場合	0.30%
0.575%超となった場合	0.35%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2018年1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.35%であった。



## 注7 - 未払費用

	ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト -		
	U.S.ドル・ マネー・マーケット・ ファンド	豪ドル・マネー・ マーケット・ ファンド	結合
	(米ドル)	(豪ドル)	(米ドル)
投資運用報酬	103,366	11,972	113,033
代行協会員報酬・販売会社報酬	296,316	34,320	324,024
管理事務代行報酬	20,673	2,395	22,607
保管報酬	27,564	3,192	30,141
コルレス銀行報酬	7,163	0	7,163
管理報酬	6,891	798	7,535
法務報酬	2,372	5,163	6,540
海外登録費用	42,607	8,408	49,395
専門家報酬	47,751	3,610	50,666
印刷費・公告費	805	0	805
年次税	10,537	958	11,310
その他の費用	9,828	1,561	11,088
	575,873	72,377	634,307
	575,873	72,377	634,307

## 注8 - 税金

トラストは、税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、トラストは、純資産に対して年率0.01%の資本税を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、トラストおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。トラストは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

## 注9 - 分配

管理会社の取締役会は、各ファンドの投資方針に記載された、受益証券1口当り純資産価格の金額を維持するために必要な額の分配を日々行う予定である。

分配の結果、当該ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託の純資産の最低額のユーロ相当額を下回る場合には、分配を行うことができない。支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し当該ファンドに帰属する。

2018年1月31日に終了した期間中に、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドは、それぞれ952,095米ドルおよび162,127豪ドルの分配金を支払った。

## 注10 - 税引後のトラストの当期実績

2018年1月31日に終了した当期のU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの税引後の実績は、952,095米ドルの利益であった。注9で開示されているように、ファンドから受益者に対して952,095米ドルの分配が行われた。

2018年1月31日に終了した当期の豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの税引後の実績は、162,127豪ドルの利益であった。注9で開示されているように、ファンドから受益者に対して162,127豪ドルの分配が行われた。

[次へ](#)

## (2) 投資有価証券明細表等

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

投資有価証券明細表

2018年1月31日現在

(米ドル(USD)で表示)

通貨	額面価額 <sup>(1)</sup>	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
オーストラリア					
譲渡性預金					
USD	5,500,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 07/03/18	5,478,087	5,491,722	1.95
USD	5,500,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 09/04/18	5,475,770	5,481,962	1.95
			10,953,857	10,973,684	3.90
変動利付債					
USD	8,000,000	COMMONWEALTH BANK FRN 08/02/18	8,000,000	8,000,000	2.84
			8,000,000	8,000,000	2.84
		オーストラリア合計	18,953,857	18,973,684	6.74
カナダ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	8,500,000	BANK OF MONTREAL LDN CP 23/03/18	8,462,991	8,479,665	3.01
			8,462,991	8,479,665	3.01
		カナダ合計	8,462,991	8,479,665	3.01
フィンランド					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	8,500,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 01/03/18	8,468,243	8,490,120	3.02
USD	6,000,000	OP CORPORATE BANK PLC CP 02/05/18	5,973,151	5,974,017	2.12
USD	3,500,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 02/05/18	3,484,417	3,484,756	1.24
USD	3,000,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 21/02/18	2,991,705	2,997,324	1.06
USD	2,000,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 27/04/18	1,991,532	1,991,630	0.71
			22,909,048	22,937,847	8.15
		フィンランド合計	22,909,048	22,937,847	8.15
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	9,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 09/04/18	8,964,255	8,973,390	3.18
USD	7,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 20/03/18	6,971,627	6,985,346	2.48
USD	7,000,000	CAISSE AMORTISSEMENT CP 18/04/18	6,969,639	6,974,361	2.48
USD	5,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 02/02/18	4,981,604	4,999,800	1.78
USD	4,500,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 28/02/18	4,483,002	4,494,957	1.59
USD	4,500,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 12/04/18	4,481,346	4,485,492	1.59
USD	4,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 15/03/18	3,983,865	3,992,471	1.42
USD	3,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 13/03/18	2,986,152	2,994,724	1.06
			43,821,490	43,900,541	15.58
		フランス合計	43,821,490	43,900,541	15.58

通貨	額面価額 <sup>(1)</sup>	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券(続き)					
ドイツ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	7,000,000	ALLIANZ CP 28/02/18	6,972,805	6,991,842	2.49
USD	7,000,000	DZ BANK AG CP 14/03/18	6,972,285	6,987,374	2.48
USD	5,500,000	DEKABANK DEUTSCHE GIRO CP 20/02/18	5,478,300	5,495,518	1.95
USD	4,500,000	ALLIANZ CP 06/02/18	4,483,454	4,499,091	1.60
USD	4,500,000	ALLIANZ CP 27/04/18	4,480,941	4,481,591	1.59
USD	2,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 14/03/18	1,992,181	1,996,438	0.71
USD	1,500,000	DEKABANK DEUTSCHE GIRO CP 27/02/18	1,493,892	1,498,274	0.53
			31,873,858	31,950,128	11.35
		ドイツ合計	31,873,858	31,950,128	11.35
香港					
譲渡性預金					
USD	8,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 28/03/18	7,964,161	7,978,099	2.83
			7,964,161	7,978,099	2.83
		香港合計	7,964,161	7,978,099	2.83
日本					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	3,500,000	中国銀行 CP 23/04/18	3,483,540	3,485,186	1.24
USD	3,000,000	日本政策投資銀行 CP 16/02/18	2,988,593	2,998,120	1.06
USD	1,000,000	日本政策投資銀行 CP 09/02/18	996,223	999,668	0.36
			7,468,356	7,482,974	2.66
		日本合計	7,468,356	7,482,974	2.66
オランダ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	7,000,000	NEDERLAND WATERSCHAP CP 22/03/18	6,970,075	6,984,062	2.48
			6,970,075	6,984,062	2.48
		オランダ合計	6,970,075	6,984,062	2.48
ニュージーランド					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	3,000,000	KIWIBANK CP 16/04/18	2,987,007	2,989,316	1.06
			2,987,007	2,989,316	1.06
		ニュージーランド合計	2,987,007	2,989,316	1.06

通貨	額面価額 <sup>(1)</sup>	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券(続き)					
シンガポール					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	4,500,000	TEMASEK FINANCIAL I PTE CP 28/02/18	4,482,873	4,494,974	1.60
USD	4,000,000	TEMASEK FINANCIAL II PTE CP 16/3/18	3,990,365	3,992,183	1.42
USD	4,000,000	DBS BANK LTD CP 23/04/18	3,982,584	3,984,498	1.42
USD	3,500,000	TEMASEK FINANCIAL III PTE CP 14/3/18	3,486,490	3,493,845	1.24
			15,942,312	15,965,500	5.68
		シンガポール合計	15,942,312	15,965,500	5.68
イギリス					
譲渡性預金					
USD	7,000,000	SUMIT MITS TST BK LDN CD 0% 26/04/18	6,969,075	6,971,136	2.47
USD	5,000,000	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 20/03/18	4,978,606	4,988,950	1.76
USD	4,500,000	SUMIT MITS TST BK LDN CD 0% 20/02/18	4,487,236	4,496,211	1.60
USD	4,500,000	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 22/02/18	4,487,249	4,495,681	1.60
USD	4,000,000	NORINCHUKIN BK LDN CD 0% 05/03/18	3,989,030	3,994,149	1.42
USD	4,000,000	NORINCHUKIN BK LDN CD 0% 06/03/18	3,989,030	3,993,967	1.42
USD	4,000,000	SUMIT MITS TST BK LDN CD 0% 19/03/18	3,983,072	3,991,348	1.42
USD	4,000,000	MITSUBISHI UFJ TR CD 0% 05/04/18	3,982,775	3,987,942	1.42
USD	3,500,000	TORONTO DOM BK LDN CD 0% 29/03/18	3,484,841	3,490,568	1.24
			40,350,914	40,409,952	14.35
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	8,000,000	BANK OF MONTREAL LDN CP 12/04/18	7,965,747	7,973,358	2.83
USD	7,000,000	TORONTO DOM BK CP 19/03/18	6,971,627	6,985,658	2.48
USD	4,000,000	MITSUBISHI CORP FIN CP 26/03/18	3,988,898	3,990,193	1.42
USD	3,500,000	TORONTO DOM BK CP 22/03/18	3,484,849	3,491,842	1.24
			22,411,121	22,441,051	7.97
		イギリス合計	62,762,035	62,851,003	22.32
		他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計	230,115,190	230,492,819	81.86
投資有価証券合計			230,115,190	230,492,819	81.86

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

## ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

## 投資有価証券の業種別および地域別分布表

2018年1月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
オーストラリア	
金融	6.74
	6.74
カナダ	
金融	3.01
	3.01
フィンランド	
金融	8.15
	8.15
フランス	
金融	15.58
	15.58
ドイツ	
金融	11.35
	11.35
香港	
金融	2.83
	2.83
日本	
金融	2.66
	2.66
オランダ	
金融	2.48
	2.48
ニュージーランド	
金融	1.06
	1.06
シンガポール	
金融	5.68
	5.68
イギリス	
金融	22.32
	22.32
投資合計	81.86

## ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

## 投資有価証券明細表

2018年1月31日現在

(豪ドル(AUD)で表示)

通貨	額面価額 <sup>(1)</sup>	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
オーストラリア					
譲渡性預金					
AUD	1,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 08/03/18	995,520	998,257	3.12
AUD	1,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 19/03/18	995,471	997,710	3.12
AUD	1,000,000	SUMITOMO MITSUI SYD CD 0% 29/03/18	995,520	997,213	3.11
AUD	1,000,000	SUMITOMO MITSUI SYD CD 0% 17/04/1/8	995,471	996,226	3.11
			3,981,982	3,989,406	12.46
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	1,000,000	RABOBANK NED AUST CP 02/02/18	993,853	999,948	3.12
AUD	1,000,000	TOYOTA FINANCE AUST CP 20/02/18	993,854	999,050	3.12
AUD	1,000,000	RABOBANK NED AUST CP 02/03/18	994,036	998,559	3.12
AUD	1,000,000	TOYOTA FINANCE AUST CP 09/03/18	990,397	998,069	3.12
			3,972,140	3,995,626	12.48
変動利付債					
AUD	1,000,000	COMMONWEALTH BANK FRN 01/03/18	999,800	999,985	3.13
			999,800	999,985	3.13
		オーストラリア合計	8,953,922	8,985,017	28.07
フィンランド					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	1,000,000	OP CORPORATE BANK PLC CP 22/03/18	993,920	997,538	3.11
			993,920	997,538	3.11
		フィンランド合計	993,920	997,538	3.11
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	1,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 05/02/18	993,719	999,795	3.12
AUD	1,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 27/02/18	995,307	998,674	3.12
AUD	1,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 28/02/18	993,953	998,640	3.12
AUD	1,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 26/02/18	994,870	998,636	3.12
AUD	1,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 15/03/18	995,409	997,857	3.12
AUD	1,000,000	BPCE CP 09/04/18	995,780	996,859	3.11
AUD	1,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 11/04/18	995,669	996,679	3.11
			6,964,707	6,987,140	21.82
		フランス合計	6,964,707	6,987,140	21.82

通貨	額面価額 <sup>(1)</sup>	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券(続き)					
ドイツ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	1,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 02/03/18	995,535	998,592	3.12
AUD	1,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 24/04/18	995,570	995,964	3.11
AUD	1,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 27/04/18	995,742	995,792	3.11
			2,986,847	2,990,348	9.34
		ドイツ合計	2,986,847	2,990,348	9.34
ニュージーランド					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	1,000,000	KIWIBANK CP 12/04/18	995,446	996,458	3.11
			995,446	996,458	3.11
		ニュージーランド合計	995,446	996,458	3.11
シンガポール					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	1,000,000	TEMASEK FINANCIAL II PTE CP 26/4/18	995,493	995,840	3.11
			995,493	995,840	3.11
		シンガポール合計	995,493	995,840	3.11
イギリス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	1,000,000	TORONTO DOM BK CP 19/03/18	993,937	997,714	3.12
AUD	1,000,000	TORONTO DOM BK CP 20/03/18	995,421	997,609	3.12
			1,989,358	1,995,323	6.24
		イギリス合計	1,989,358	1,995,323	6.24
		他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計	23,879,693	23,947,664	74.80
		投資有価証券合計	23,879,693	23,947,664	74.80

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

## ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

## 投資有価証券の業種別および地域別分布表

2018年1月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
オーストラリア	
金融	28.07
	<hr/>
	28.07
フィンランド	
金融	3.11
	<hr/>
	3.11
フランス	
金融	21.82
	<hr/>
	21.82
ドイツ	
金融	9.34
	<hr/>
	9.34
ニュージーランド	
金融	3.11
	<hr/>
	3.11
シンガポール	
金融	3.11
	<hr/>
	3.11
イギリス	
金融	6.24
	<hr/>
	6.24
投資合計	74.80
	<hr/> <hr/>

[次へ](#)



## 4 管理会社の概況

### (1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ(約4,923万円)で、2018年2月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ(約328万円)の記名株式15株を発行済です。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=131.28円)によります。

### (2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社(その単独株主はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.)は1991年7月8日付公正証書(1991年8月16日にルクセンブルグの官報であるメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン「メモリアル」に公告)によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款(2017年11月16日付で改訂済)は、ルクセンブルグ商業および法人登記所(同所にて、閲覧および写しの入手が可能)に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第B37 359号としてルクセンブルグ地方裁判所に登録しています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法(改正済)(以下「2010年法」といいます。)第101条第2項および同法別紙に基づき、EU通達2009/65/ECに従い認可されルクセンブルグ国内外において設立された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」といいます。)の管理、およびEU通達2009/65/ECに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立された投資信託(以下「UCI」といいます。)の付加的な管理を行うこと
- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「AIFMD」といいます。)に定義されるオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」といいます。)に関し、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグ法(改正済)(以下「2013年法」といいます。)第5条第2項および同法別紙Iに基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと

なお、管理会社は、(a)顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b)投資助言、(c)投資信託の受益証券の保管および管理または(d)2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。管理会社はまた、自らが業務(所在地および管理支援サービスを含みます。)を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を行うこともできます。

管理会社は、業務の無償提供および/または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うこともできます。

管理会社は、2010年法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに/またはこれに有益および/もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。管理会社は、2010年法15章に定義される管理会社および2013年法に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されています。

管理会社は、ファンドの投資運用業務およびそれに付随するその他業務をファンドの投資運用会社であるノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドに委託しており、また、ファンド資産の保管業務、2010年法および2013年法に基づく保管受託銀行としてのその他の業務ならびに管理業務を、保管受託銀行、登録・名義書換事務・支払、管理事務、発行会社代理人および評価代理人であるノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に委託しています。

管理会社は、2018年2月末日現在、以下の表に記載の契約型オープン・エンド型投資信託の受益証券の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額は約1.3兆円です。

(2018年2月末日現在)

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産額の合計(通貨別)
ルクセンブルグ	MMF	2	3,882,177,580.07米ドル
		2	2,470,110,536.15豪ドル
		1	124,283,931.89カナダ・ドル
		1	540,289,064.99ニュージーランド・ドル
		1	60,885,482.64英ポンド
ルクセンブルグ	その他	17	1,169,939,058.28米ドル
		6	139,230,253.53ユーロ
		14	253,582,644,506円
		9	626,089,415.51豪ドル
		4	48,116,028.10カナダ・ドル
		5	231,602,726.93ニュージーランド・ドル
		3	14,513,198.23英ポンド
ケイマン	その他	8	534,045,672.82米ドル
		1	302,469,389.10南アフリカ・ランド
		6	9,892,909,851円
		4	538,594,848.18豪ドル
		3	167,851,597.35ニュージーランド・ドル
合計		87	

### (3) その他

本書提出前6か月以内において訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はありません。

[次へ](#)

## (2) その他の訂正

下線または傍線部分は訂正箇所を示します。

## 第一部 証券情報

< 訂正前 >

(前略)

## (7) 申込期間

2018年2月1日(木)から2019年1月31日(木)まで  
ただし、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの場合ルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークでの銀行営業日、ニューヨーク証券取引所の取引日かつ日本における販売会社の営業日(ただし、12月24日を除きます。)(以下「アメリカMMF取引日」といいます。)、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの場合ルクセンブルグ、ロンドン、シドニーおよびメルボルンでの銀行営業日、オーストラリア証券取引所の取引日かつ日本における販売会社の営業日(ただし、12月24日を除きます。)(以下「オーストラリアMMF取引日」といいます。)に申込みの取扱いが行われます。(「アメリカMMF取引日」および「オーストラリアMMF取引日」の総称として「取引日」という場合があります。)

(注) 申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

## (8) 申込取扱場所

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド:

(中略)

いちよし証券株式会社

東京都中央区八丁堀2-14-1

ホームページ: <http://www.ichiyoshi.co.jp>

いよぎん証券株式会社

愛媛県松山市三番町5丁目10番地1

ホームページ: <http://www.iyogin-sec.co.jp>

岩井コスモ証券株式会社

大阪府大阪市中央区今橋1-8-12

ホームページ: <http://www.iwaicosmo.co.jp>

(中略)

株式会社SBI証券

東京都港区六本木1-6-1

ホームページ: <https://www.sbisec.co.jp>

岡地証券株式会社

愛知県名古屋市中区栄三丁目7番26号

ホームページ: <http://www.okachi-sec.co.jp>

(中略)

ごうぎん証券株式会社

島根県松江市津田町319番地1

ホームページ: <http://www.goginsec.co.jp>

七十七証券株式会社

宮城県仙台市青葉区中央一丁目7番5号

ホームページ: <https://www.77sec.co.jp>

(中略)

ふくおか証券株式会社

福岡県福岡市中央区天神2-13-1

ホームページ: <http://www.fukuoka-sec.co.jp>

(中略)

野村證券株式会社(注2)

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

ホームページ: <http://www.nomura.co.jp>

(以下それぞれ「販売会社」といいます。)

## 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド：

(中略)

## いちよし証券株式会社

東京都中央区八丁堀 2 - 14 - 1

ホームページ：<http://www.ichiyoshi.co.jp>

## いよぎん証券株式会社

愛媛県松山市三番町 5 丁目10番地 1

ホームページ：<http://www.iyogin-sec.co.jp>

## エース証券株式会社

大阪府大阪市中央区本町 2 - 6 - 1

ホームページ：<http://www.ace-sec.co.jp>

(中略)

## ごうぎん証券株式会社

島根県松江市津田町319番地 1

ホームページ：<http://www.goginsec.co.jp>

## 七十七証券株式会社

宮城県仙台市青葉区中央一丁目 7 番 5 号

ホームページ：<https://www.77sec.co.jp>

(中略)

## 野村証券株式会社(注2)

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

ホームページ：<http://www.nomura.co.jp>

(以下それぞれ「販売会社」といいます。)

(注1) 2018年7月1日付で藍澤証券株式会社と日本アジア証券株式会社は合併します。合併後の社名は藍澤証券株式会社となります。以下同じです。

(注2) 野村証券株式会社における申込みの取扱いは、確定拠出年金法にもとづいて個人または事業主が拠出した資金をもってファンド証券の申込みをする投資家に限ります。

(注3) 上記各販売会社の日本における本支店および営業所において、申込みの取扱いを行います。

(中略)

## (12) その他

(中略)

## (2) 引受等の概要

( ) U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについて各販売会社は、管理会社との間の日本におけるアメリカMMFファンド証券の受益証券販売・買戻契約(修正および/または再録されることがあります。)(野村証券株式会社については2017年2月6日付、岡地証券株式会社については2014年12月19日付、光証券株式会社、ふくおか証券株式会社および八十二証券株式会社については2015年7月31日付、ごうぎん証券株式会社については2015年12月28日付、とうほう証券株式会社については2016年3月22日付、ぐんぎん証券株式会社については2016年12月28日付、京銀証券株式会社については2017年3月17日付、七十七証券株式会社については2017年12月18日付、九州FG証券株式会社については2017年12月19日付、それ以外の販売会社については2015年8月28日付)に基づきそれぞれアメリカMMFファンド証券の募集を行います。

( ) 豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについて各販売会社は、管理会社との間の日本におけるオーストラリアMMFファンド証券の受益証券販売・買戻契約(修正および/または再録されることがあります。)(野村証券株式会社については2017年2月6日付、八十二証券株式会社については2015年7月31日付、ごうぎん証券株式会社については2015年12月28日付、とうほう証券株式会社については2016年3月22日付、藍澤証券株式会社については2016年12月27日付、ぐんぎん証券株式会社については2016年12月28日付、京銀証券株式会社については2017年3月17日付、七十七証券株式会社については2017年12月18日付、九州FG証券株式会社については2017年12月19日付、それ以外の販売会社については2015年8月28日付)に基づきそれぞれオーストラリアMMFファンド証券の募集を行います。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

(前略)

## (7) 申込期間

2018年2月1日(木)から2019年1月31日(木)まで

(注) 申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

ただし、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの場合( )ルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークでの銀行営業日、( )ニューヨーク証券取引所の取引日かつ( )日本における販売会社の営業日(ただし、12月24日を除きます。)(以下「アメリカMMF取引日」といいます。)、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの場合( )ルクセンブルグ、ロンドン、シドニーおよびメルボルンでの銀行営業日、( )オーストラリア証券取引所の取引日かつ( )日本における販売会社の営業日(ただし、12月24日を除きます。)(以下「オーストラリアMMF取引日」といいます。)に申込みの取扱いが行われます。(「アメリカMMF取引日」および「オーストラリアMMF取引日」の総称として「取引日」という場合があります。)

なお、2018年8月1日より、オーストラリアMMF取引日は、( )ルクセンブルグ、ロンドン、シドニー、メルボルンおよびニューヨークでの銀行営業日、( )オーストラリア証券取引所およびニューヨーク証券取引所の取引日かつ( )日本における販売会社の営業日(ただし、12月24日を除きます。)に変更されます。

## (8) 申込取扱場所

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド:

(中略)

いちよし証券株式会社

東京都中央区八丁堀2-14-1

ホームページ: <http://www.ichiyoshi.co.jp>

岩井コスモ証券株式会社

大阪府大阪市中央区今橋1-8-12

ホームページ: <http://www.iwaicosmo.co.jp>

(中略)

株式会社SBI証券

東京都港区六本木1-6-1

ホームページ: <https://www.sbisec.co.jp>

FPL証券株式会社(注2)

北海道札幌市中央区北2条西10丁目2番7号

ホームページ: <https://www.fpl-sec.co.jp>

岡地証券株式会社

愛知県名古屋市中区栄三丁目7番26号

ホームページ: <http://www.okachi-sec.co.jp>

(中略)

ごうぎん証券株式会社

島根県松江市津田町319番地1

ホームページ: <http://www.goginsec.co.jp>

四国アライアンス証券株式会社

愛媛県松山市三番町5丁目10番地1

ホームページ: <http://www.shikoku-alliance-sec.co.jp>

七十七証券株式会社

宮城県仙台市青葉区中央一丁目7番5号

ホームページ: <https://www.77sec.co.jp>

(中略)

ふくおか証券株式会社(注3)

福岡県福岡市中央区天神2-13-1

ホームページ: <http://www.fukuoka-sec.co.jp>

(中略)

野村證券株式会社(注4)

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

ホームページ：<http://www.nomura.co.jp>

(以下それぞれ「販売会社」といいます。)

豪ドル・マネー・マーケット・ファンド：

(中略)

いちよし証券株式会社

東京都中央区八丁堀2-14-1

ホームページ：<http://www.ichiyoshi.co.jp>

エース証券株式会社

大阪府大阪市中央区本町2-6-1

ホームページ：<http://www.ace-sec.co.jp>

(中略)

ごうぎん証券株式会社

島根県松江市津田町319番地1

ホームページ：<http://www.goginsec.co.jp>

四国アライアンス証券株式会社

愛媛県松山市三番町5丁目10番地1

ホームページ：<http://www.shikoku-alliance-sec.co.jp>

七十七証券株式会社

宮城県仙台市青葉区中央一丁目7番5号

ホームページ：<https://www.77sec.co.jp>

(中略)

野村証券株式会社(注4)

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

ホームページ：<http://www.nomura.co.jp>

(以下それぞれ「販売会社」といいます。)

(注1) 2018年7月1日付で藍澤證券株式会社と日本アジア証券株式会社は合併します。合併後の商号は藍澤證券株式会社となります。以下同じです。

(注2) F P L 証券株式会社における申込みの取扱いは2018年5月1日に開始されます。以下同じです。

(注3) ふくおか証券株式会社は、2018年5月1日付で商号をF F G証券株式会社に変更します。以下同じです。

(注4) 野村証券株式会社における申込みの取扱いは、確定拠出年金法にもとづいて個人または事業主が拠出した資金をもってファンド証券の申込みをする投資家に限ります。

(注5) 上記各販売会社の日本における本支店および営業所において、申込みの取扱いを行います。

(中略)

(12) その他

(中略)

## (2) 引受等の概要

( ) U . S . ドル・マネー・マーケット・ファンドについて各販売会社は、管理会社との間の日本におけるアメリカMMFファンド証券の受益証券販売・買戻契約(修正および/または再録されることがあります。)(野村証券株式会社については2017年2月6日付、岡地証券株式会社については2014年12月19日付、光証券株式会社および八十二証券株式会社については2015年7月31日付、ふくおか証券株式会社については2017年10月31日付、ごうぎん証券株式会社については2017年5月26日付、とうほう証券株式会社については2016年3月22日付、ぐんぎん証券株式会社については2016年12月28日付、京銀証券株式会社については2017年3月17日付、七十七証券株式会社については2017年12月18日付、九州F G証券株式会社については2017年12月19日付、F P L 証券株式会社については2018年3月20日付、それ以外の販売会社については2015年8月28日付)に基づきそれぞれアメリカMMFファンド証券の募集を行います。

( ) 豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについて各販売会社は、管理会社との間の日本におけるオーストラリアMMFファンド証券の受益証券販売・買戻契約(修正および/または再録されることがあります。)(野村証券株式会社については2017年2月6日付、八十二証券株式会社については2015年7月31日付、ごうぎん証券株式会社については2017年5月26日付、とうほう証券株式会社については2016年3月22日付、藍澤証券株式会社につ

いては2016年12月27日付、ぐんぎん証券株式会社については2016年12月28日付、京銀証券株式会社については2017年3月17日付、七十七証券株式会社については2017年12月18日付、九州FG証券株式会社については2017年12月19日付、それ以外の販売会社については2015年8月28日付)に基づきそれぞれオーストラリアMMFファンド証券の募集を行います。

(後略)

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

ファンドの形態

(前略)

トラストは、2010年法のパート により規制される投資信託としての資格を有し、また2013年7月12日オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律(改正済)(以下「2013年法」といいます。)の第1条第39項で定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての要件を満たしています。

ファンドは、アンブレラ・ファンドであるトラストのサブ・ファンドです。現在、トラストは、2つのサブ・ファンド(U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンド)で構成されています。管理会社は、随時、保管受託銀行の同意を得て、他のサブ・ファンドを追加設立することができます。

ファンドの目的および基本的性格

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することです。ファンドは、主に、高い信用度と流動性を有する短期金融商品(U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては米ドル建ておよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては豪ドル建てのもの)に分散して投資することにより、この投資目的の達成を目指します。

ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく随時発行することができます。

(後略)

<訂正後>

ファンドの形態

(前略)

トラストは、2010年法のパート により規制される投資信託としての資格を有し、また2013年7月12日オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律(改正済)(以下「2013年法」といいます。)の第1条第39項で定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての要件を満たしています。

2018年10月1日(以下「本効力発生日」といいます。)より、以下の段落が追加されます。

「ファンドは、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU)2017/1131(以下「MMF規則」といいます。)に定義される短期マネー・マーケット・ファンド(以下「マネー・マーケット・ファンド」または「MMF」といいます。)としての資格を有します。

投資者は、以下の事項をご認識ください。

- マネー・マーケット・ファンドは、保証された投資ではないこと。
- マネー・マーケット・ファンドの元本は変動する可能性があり、ファンドは銀行商品とみなされないため、ファンドへの投資は預金への投資とは異なること、ファンドは、ファンドの流動性の保証または1口当り純資産価格(以下に定義されます。)の安定化につき、管理会社、投資運用会社、その他の外部委託業者に依拠していないこと、および受益者が元本を失うリスクを負うこと。」

ファンドは、アンブレラ・ファンドであるトラストのサブ・ファンドです。現在、トラストは、2つのサブ・ファンド(U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンド)で構成されています。管理会社は、随時、保管受託銀行の同意を得て、他のサブ・ファンドを追加設立することができます。

また、本効力発生日より、以下の段落が追加されます。

「ファンドは、MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有します。より具体的には、各ファンドは、MMF規則第2条(11)に定義される公債コンスタントNAV MMF(以下「公債CNAV MMF」といいます。)としての要件を満たしています。

各ファンドのファンド証券は、コンスタントNAV(以下に定義されます。)に相当する価格で発行または買い戻しを行うことができます。」

ファンドの目的および基本的性格



ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することです。ファンドの基本方針は、一定の純資産価格(以下「コンスタントNAV」といいます。)を維持するために最善の努力を行うことです。

ファンドは、主に、高い信用度と流動性を有する短期金融商品(U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては米ドル建ておよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては豪ドル建てのもの)に分散して投資することにより、この投資目的の達成を目指します。

本効力発生日より、以下が適用されます。

「ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することです。ファンドの基本方針は、一定の純資産価格(以下「コンスタントNAV」といいます。)を維持するために最善の努力を行うことです。

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドは、主に、EUの加盟国(以下「EU加盟国」といいます。)の地方自治体、政府もしくは中央銀行、または日本、アメリカ合衆国その他の経済協力開発機構(「OECD」)加盟国(以下「OECD加盟国」といいます。)の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する米ドル建ての公債短期金融商品(「後記(5)投資制限」の項において定義されます。以下同じです。)への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指します。

豪ドル・マネー・マーケット・ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、またはオーストラリアその他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する豪ドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指します。」

ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく随時発行することができます。

(後略)

## (2) ファンドの沿革

<訂正前>

(前略)

2015年12月30日 トラスト改正約款締結

<訂正後>

(前略)

2015年12月30日 トラスト改正約款締結

2018年3月29日 トラスト改正約款締結(注)

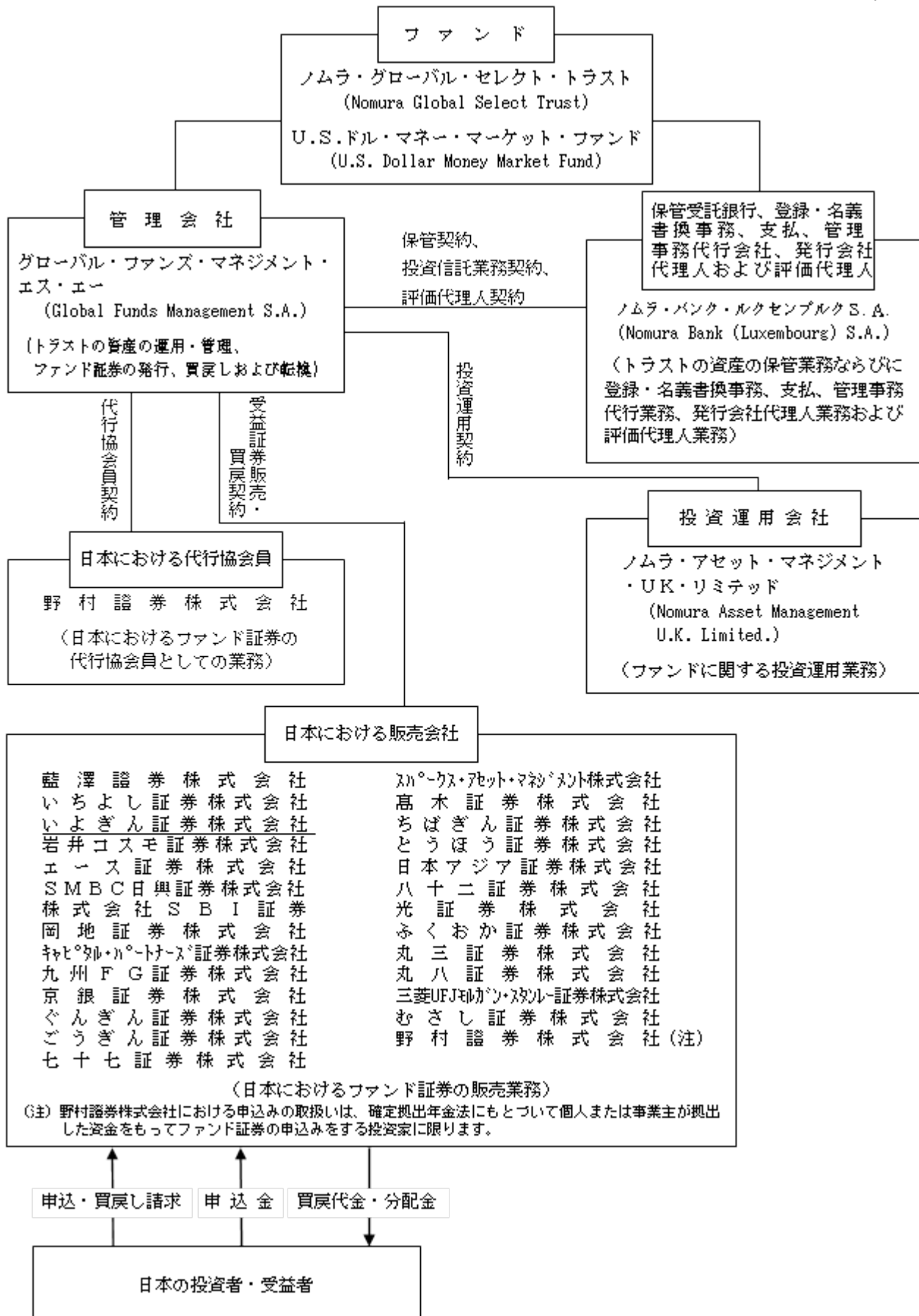
(注) 2018年3月29日付で2つのトラスト改正約款が締結されました。1つは2018年4月27日より同年9月30日まで有効とし、もう1つは2018年10月1日より効力が発生します。

## (3) ファンドの仕組み

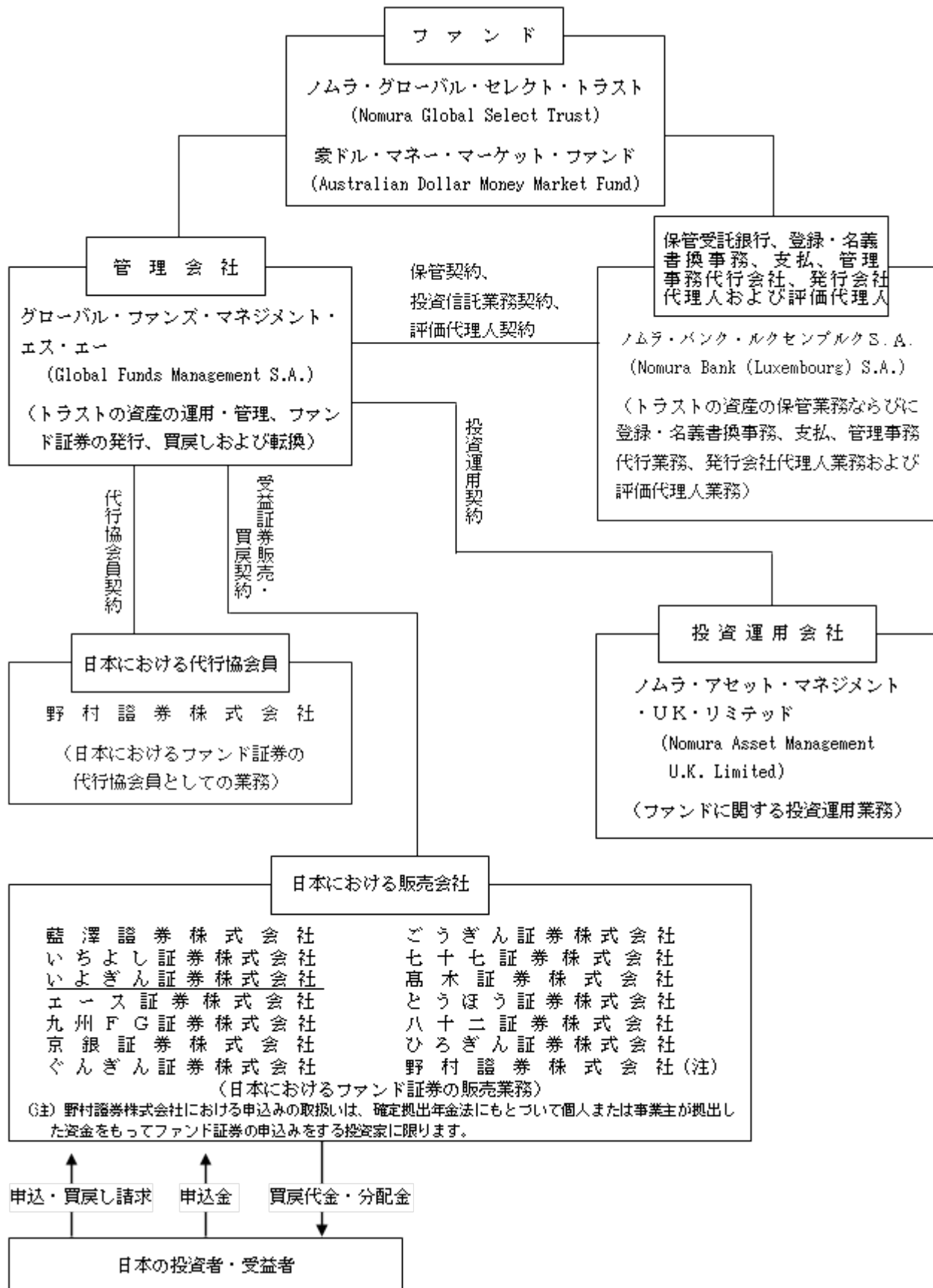
ファンドの仕組み

<訂正前>

( ) U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

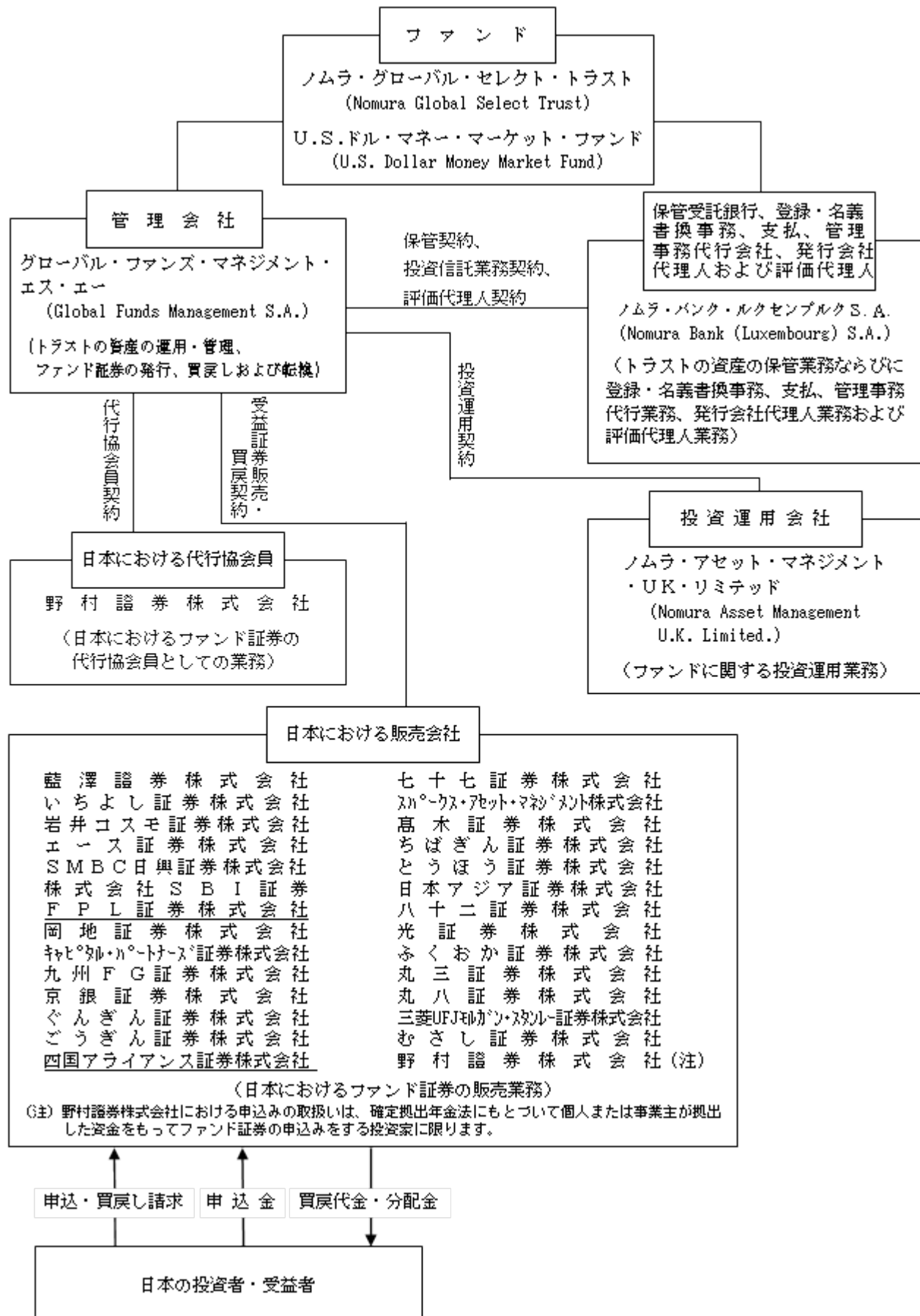


## ( )豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

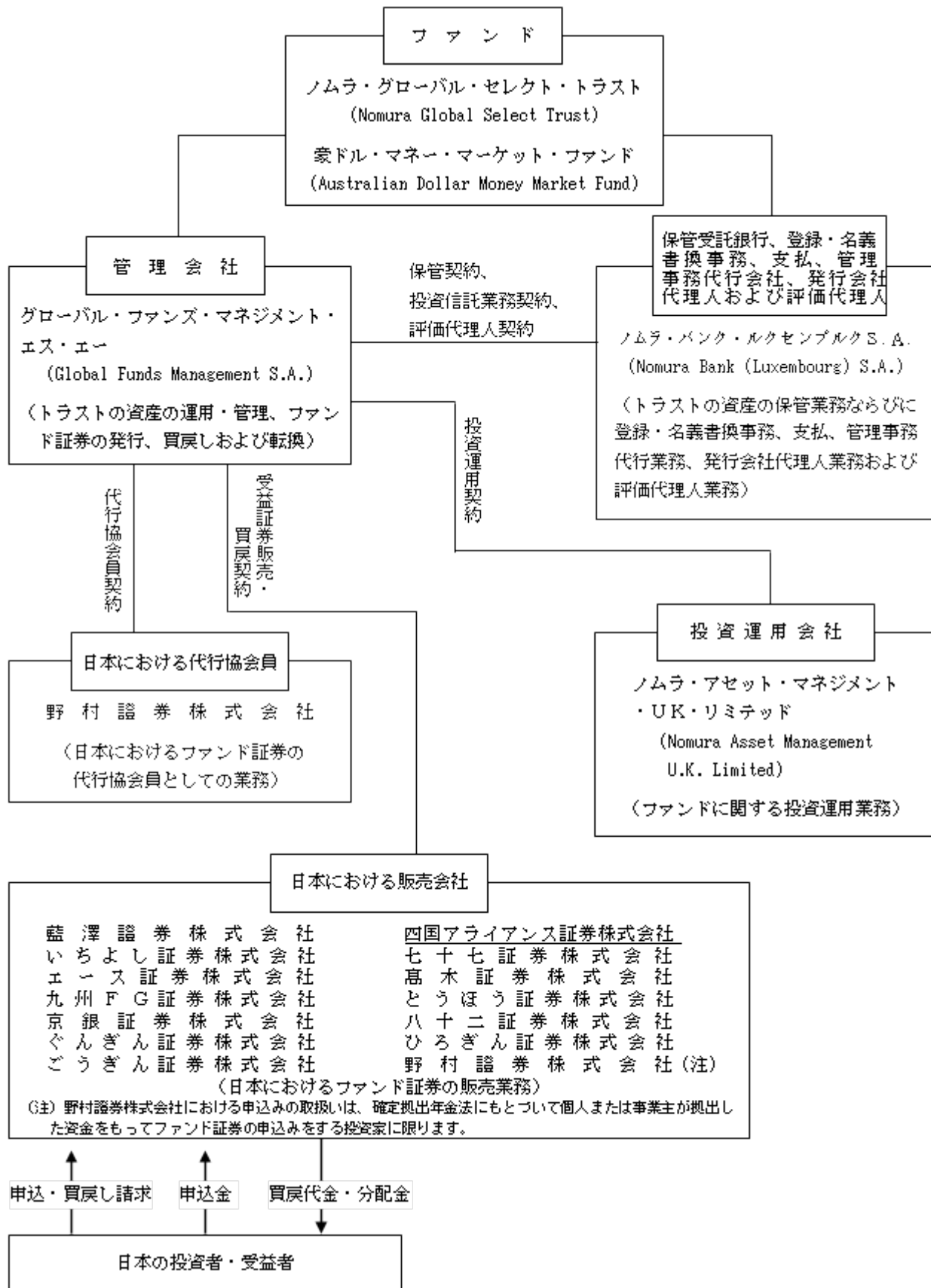


&lt;訂正後&gt;

( ) U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド



## ( )豪ドル・マネー・マーケット・ファンド



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
----	------------	--------

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	管理会社	2015年12月30日付で締結されたトラスト改正約款(2016年1月29日効力発生)。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、転換、ファンドの償還等について規定していません。
(後略)		

&lt;訂正後&gt;

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	管理会社	2018年3月29日付で締結されたトラスト改正約款。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、転換、ファンドの償還等について規定しています。
(後略)		

## 管理会社の概要

( ) 管理会社の目的

&lt;訂正前&gt;

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

(中略)

- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「AIFMD」といいます。)に定義されるオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」といいます。)に関し、2013年法第5条第2項および同法別紙Iに基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと

&lt;訂正後&gt;

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

(中略)

- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EU(以下「AIFMD」といいます。)に定義されるオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」といいます。)に関し、2013年法第5条第2項および同法別紙Iに基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと

## (5) 開示制度の概要

ルクセンブルグにおける開示

(口) 受益者に対する開示

&lt;訂正前&gt;

トラストの監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社および保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において、受益者はこれを無料で入手することができます。トラストの運用履歴、日々の純資産価格、受益証券の販売および買戻価格ならびに評価の停止といったトラストまたは管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の登記上の事務所において公表されます。なお、約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができます。また、ルクセンブルグ商業および法人登記所において、約款(その変更を含みます。)を閲覧することができ、その写しを入手することができます。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される範囲において、公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」(以下「RESA」といいます。)に公告されます。

(中略)

- ・ファンドが用いるレバレッジの総額

&lt;訂正後&gt;

トラストの監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社および保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において、受益者はこれを無料で入手することができます。トラストの運用履歴、日々の純資産価格、受益証券の販売および買戻価格ならびに評価の停止といったトラストまたは管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の登記上の事務所において公表されます。なお、約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができます。また、ルクセンブルグ商業および法人登記所において、約款(その変更を含みます。)を閲覧することができ、その写しを入手することができます。

日々のコンスタントNAVならびに販売および買戻価格は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において公表されます。

本効力発生日より、以下の情報もまた、管理会社の登記上の事務所において週次で受益者に公表されます。

- ・各ファンドのポートフォリオの満期の明細
- ・各ファンドのクレジット・プロファイル
- ・各ファンドのWAM(加重平均満期)およびWAL(加重平均残存期間)
- ・ファンドの保有銘柄のうち上位10銘柄の詳細(銘柄名、国、満期および資産の種類ならびにリバースレボ契約の場合は取引相手を含みます。)
- ・各ファンドの総資産額
- ・各ファンドの純利回り

また、後記「5 資産管理等の概要、(1)資産の評価、資産の評価」の項に記載されるとおり、純資産価格とコンスタントNAVとの乖離も、管理会社のウェブサイトにおいて日次で公表されます。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される範囲において、公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」(以下「RESA」といいます。)に公告されます。

(中略)

- ・ファンドが用いるレバレッジの総額
- ・証券金融取引および金融商品の再利用の透明性に関する欧州議会および理事会の2015年11月25日付規制(EU)2015/2365および規制(EU)第648/2012号の修正の規定に定義される証券金融取引(すなわちリバースレボ契約)およびトータル・リターン・スワップの利用に関する追加情報。当該情報は、利用される商品の概要および利用の根拠、これら商品の対象となる資産の種類、これら商品の対象となる運用資産の最大および予想される比率、取引相手の選択基準、受入可能な担保、評価方法、資産および担保の保管に関する情報等を含みます。

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

<訂正前>

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することです。ファンドは、主に、高い信用度と流動性を有する短期金融商品(U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては米ドル建て、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては豪ドル建てのもの)に分散して投資することにより、この投資目的の達成を目指します。

#### 投資目的および方針の変更

管理会社が、ファンドの投資目的および/または投資方針に関する重大な変更を行う場合、CSSFの承認を受領後に、当該事項を英文目論見書に盛り込み、かつ、当該重大な変更の効力が発生する1ヶ月前までに、関連する受益者に対し通知されるものとします。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該ファンド受益証券の買戻しを行うことができます。

(注) CSSFによる認可の取得を条件とし、トラストの設立地における目論見書および約款は、2018年4月末日をもって変更される予定であり、当該変更は同年10月1日に効力を生じる予定です。当該変更は、トラストおよびファンドが欧州議会および理事会のマネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付規則(EU)第2017/1131号(以下、本注において「本規則」といいます。)に規定する短期マネー・マーケット・ファンドとしての資格を得るために行われるものです。当該変更により、本書に記載された投資方針、投資対象、換金(買戻し)制限、換金(買戻し)手数料等の変更を予定しています。具体的には、投資方針に関して、少なくとも資産の99.5%を、本規則に定める要件を満たす短期金融商品(以下、本注において「短期金融商品」といいます)

す。)、短期金融商品を担保とする買戻契約および現金に投資しなければならない旨、投資対象に関して、一定の適格性を有する資産にのみ投資することができる旨、換金(買戻し)制限および換金(買戻し)手数料に関して、ファンドの投資資産の流動性が一定水準よりも低下した場合、換金(買戻し)制限・買戻し手数料を課す場合がある等の変更を予定しています。

#### <訂正後>

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することです。ファンドは、主に、高い信用度と流動性を有する短期金融商品(U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては米ドル建て、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては豪ドル建てのもの)に分散して投資することにより、この投資目的の達成を目指します。

本効力発生日より、以下が適用されます。

「ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することです。

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、または日本、アメリカ合衆国その他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する米ドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指します。

豪ドル・マネー・マーケット・ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、またはオーストラリアその他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する豪ドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指します。」

#### 投資目的および方針の変更

管理会社が、ファンドの投資目的および/または投資方針に関する重大な変更を行う場合、CS SFの承認を受領後に、当該事項を英文目論見書に盛り込み、かつ、当該重大な変更の効力が発生する1ヶ月前までに、関連する受益者に対し通知されるものとします。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該ファンド受益証券の買戻しを行うことができます。

#### (2) 投資対象

##### <訂正前>

##### U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

ファンドが投資する短期金融商品の種類には、米国政府・政府関連機関の証券、米国内外の銀行の債務証券(銀行預金を含みます。)、米国内外の民間企業および諸法人のコマーシャル・ペーパー・その他の短期債務証券、および管理会社が適切かつファンドの投資目的に適合していると判断するその他の投資対象が含まれます。

ファンドはまた、信用度の高い証券に十分担保された買戻契約を締結することもできます。

管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式への投資または出資も行いません。

ファンドは、残存期間が397日以下の証券・金融商品に投資します。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。すべての投資対象の加重平均残存期間は60日以下とします。

投資対象は、S & P社および国際的に認知されている他の格付業者から短期債務証券に対する最高位の格付を得ている(または、S & P社のみからその短期債務証券に対する最高位の格付を得ている)か、または、格付を付与されていない場合は、投資時において管理会社がそれと同等の信用度であると判断するものとします。

ファンドの投資およびその純資産価額は、市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成されるという保証や投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンドの資産の50%超が日本の金融商品取引法に定める有価証券(ただし第二条第二項に規定されるものを除きます)に投資されますが、ファンドの繰上償還が決定されたとき、大量の買戻しが見込まれるとき、その他管理会社のコントロールが及ばない状況が発生した場合は例外とします。

##### 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

ファンドが投資する短期金融商品の種類には、オーストラリア政府・政府関連機関の証券、オーストラリア内外の銀行の債務証券(銀行預金を含みます。)、オーストラリア内外の民間企業および諸法人のコマーシャル・ペーパー・その他の短期債務証券、および管理会社が適切かつファンドの投資目的に適合していると判断するその他の投資対象が含まれます。



ファンドはまた、信用度の高い証券に十分担保された買戻契約を締結することもできます。

管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式への投資または出資も行いません。

ファンドは、残存期間が397日以下の証券・金融商品に投資します。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。すべての投資対象の加重平均残存期間は60日以下とします。

投資対象は、S & P社の格付でA - 1以上、ムーディーズ社の格付でP - 1、または国際的に認知されている格付業者の1社からこれと同等の格付を付与されたもの、または格付を付与されていない場合は、投資時において管理会社がそれと同等の信用度であると判断するものとします。

ファンドの投資およびその純資産価額は、市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成されるという保証や投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンドの資産の50%超が日本の金融商品取引法に定める有価証券(ただし第二条第二項に規定されるものを除きます。)に投資されますが、ファンドの繰上償還が決定されたとき、大量の買戻しが見込まれるとき、その他管理会社のコントロールが及ばない状況が発生した場合は例外とします。

#### <訂正後>

##### U . S . ドル・マネー・マーケット・ファンド

本効力発生日まで、以下が適用されます。

「ファンドが投資する短期金融商品の種類には、米国政府・政府関連機関の証券、米国内外の銀行の債務証書(銀行預金を含みます。)、米国内外の民間企業および諸法人のコマーシャル・ペーパー・その他の短期債務証書、および管理会社が適切かつファンドの投資目的に適合していると判断するその他の投資対象が含まれます。

ファンドはまた、信用度の高い証券に十分担保された買戻契約を締結することもできます。

管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式への投資または出資も行いません。

ファンドは、残存期間が397日以下の証券・金融商品に投資します。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。すべての投資対象の加重平均残存期間は60日以下とします。

投資対象は、S & P社の格付でA - 1以上、ムーディーズ社の格付でP - 1、もしくは国際的に認知されている他の格付業者からそれと同等の格付を得ているか、または、格付を付与されていない場合は、投資時において管理会社がそれと同等の信用度であるとみなすものとします。

ファンドの投資およびその純資産価額は、市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成されるという保証や投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンドの資産の50%超が日本の金融商品取引法に定める有価証券(ただし第二条第二項に規定されるものを除きます)に投資されますが、ファンドの繰上償還が決定されたとき、大量の買戻しが見込まれるとき、その他管理会社のコントロールが及ばない状況が発生した場合は例外とします。」

本効力発生日より、以下が適用されます。

「ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、または日本、アメリカ合衆国その他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する米ドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、投資目的の達成を目指します。ファンドは、高い信用度と流動性を有する公債短期金融商品に十分に担保されたレボ契約およびリバースレボ契約を締結することができます。

管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式への投資または出資も行いません。

ファンドは、残存期間が397日以下の短期金融商品に投資します。

投資対象は、S & P社の格付でA - 1以上、ムーディーズ社の格付でP - 1、もしくは国際的に認知されている他の格付業者からこれと同等の格付を得ているか、または、格付を付与されていない場合は、管理会社の合理的な意見において、投資時に内部信用度評価手続で適用された信用度がそれと同等であるものとします。

ファンドの投資およびその純資産価格は、市場の変動の影響を受けるため、ファンドの投資目的が達成されるという保証や投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンドの資産の50%超が日本の金融商品取引法に定める有価証券(ただし同法第2条第2項に規定されるものを除きます。)に投資されますが、ファンドの繰上償還が決定されたとき、大量の買戻しが見込まれるとき、その他管理会社のコントロールが及ばない状況が発生した場合は例外とします。」

##### 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

本効力発生日まで、以下が適用されます。

「ファンドが投資する短期金融商品の種類には、オーストラリア政府・政府関連機関の証券、オーストラリア内外の銀行の債務証券(銀行預金を含みます。)、オーストラリア内外の民間企業および諸法人のコマーシャル・ペーパー・その他の短期債務証券、および管理会社が適切かつファンドの投資目的に適合していると判断するその他の投資対象が含まれます。

ファンドはまた、信用度の高い証券に十分担保された買戻契約を締結することもできます。

管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式への投資または出資も行いません。

ファンドは、残存期間が397日以下の証券・金融商品に投資します。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。すべての投資対象の加重平均残存期間は60日以下とします。

投資対象は、S & P社の格付でA - 1以上、ムーディーズ社の格付でP - 1、または国際的に認知されている格付業者の1社からこれと同等の格付を付与されたもの、または格付を付与されていない場合は、投資時において管理会社がそれと同等の信用度であると判断するものとします。

ファンドの投資およびその純資産価額は、市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成されるという保証や投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンドの資産の50%超が日本の金融商品取引法に定める有価証券(ただし第二条第二項に規定されるもの除きます。)に投資されますが、ファンドの繰上償還が決定されたとき、大量の買戻しが見込まれるとき、その他管理会社のコントロールが及ばない状況が発生した場合は例外とします。」

本効力発生日より、以下が適用されます。

「ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、またはオーストラリアその他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する豪ドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、投資目的の達成を目指します。ファンドは、高い信用度と流動性を有する公債短期金融商品に十分に担保されたレポ契約およびリバースレポ契約も締結することができます。

管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式への投資または出資も行いません。

ファンドは、残存期間が397日以下の短期金融商品に投資します。

投資対象は、S & P社の格付でA - 1以上、ムーディーズ社の格付でP - 1、もしくは国際的に認知されている他の格付業者からこれと同等の格付を得ているか、または、格付を付与されていない場合は、管理会社の合理的な意見において、投資時に内部信用度評価手続で適用された信用度がそれと同等であるものとします。

ファンドの投資およびその純資産価格は、市場の変動の影響を受けるため、ファンドの投資目的が達成されるという保証や投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンドの資産の50%超が日本の金融商品取引法に定める有価証券(ただし同法第2条第2項に規定されるものを除きます。)に投資されますが、ファンドの繰上償還が決定されたとき、大量の買戻しが見込まれるとき、その他管理会社のコントロールが及ばない状況が発生した場合は例外とします。」

## (5) 投資制限

### < 訂正前 >

トラストの改正約款(第6条)に従い、管理会社またはその委託を受けた代理人は、ファンド資産の運用にあたり、以下の制限を遵守します。

(1) 管理会社は、ファンドのために、当該ファンドの純資産総額の10%を超えて同一発行体の発行する有価証券を保有することとなるような投資を行うことはできません。ただし、本制限は、経済協力開発機構(「OECD」)加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、または欧州連合(「EU」)の、地域的もしくは世界的公的国際機関または米国政府による支援を受けた機関もしくは下部機関が発行または保証する有価証券には適用されません。

(中略)

ルクセンブルグの適用法令(2010年法、2013年法および現行もしくは今後の関係ルクセンブルグ法、または施行令、通達、CSSFの解釈、並びに具体的には、2008年2月8日付のルクセンブルグ規制第11条および投資信託が利用する譲渡性証券や短期金融商品に係る手法および商品に適用されるCSSF通達08/356の規定(これらの法令が随時改正または代替される新法令))により許容される最大限の範囲およびそれらに定められる限度内で、管理会社は、ファンドのために、追加の収益を生み出す目的またはコストもしくはリスクを軽減する目的で、証券貸付取引および買戻し権付の売買取引、レポ契約・逆レポ契約の取引を行うことができます。

これらの取引に関連してファンドのために管理会社が受領する現金担保を、場合に応じ、上記のCSSF通達のセクションI.C.a)に記載される規定に従い、(a)日々純資産価額を計算し、かつAAAまたはそれと同等に格付けされるマネー・マーケット・ファンドにより発行される株式または受益証券、(b)短期性銀行預金、(c)ル

ルクセンブルグ規制で定義される短期金融商品、(d) EU加盟国、スイス、カナダ、日本、もしくは米国、またはそれらの地方自治体、または地域的もしくは世界的規模のEUに関わる国際機関が発行または保証する短期債券、(e) 十分な流動性を提供する一流の発行体が発行または保証する債券、および(f) 逆レポ契約取引に対し、ファンドの投資目的と相容れる方法で再投資することができます。

管理会社は、ファンドの証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となる、または利益に反しない投資制限を随時課することができます。

#### <訂正後>

本効力発生日まで下記の制限が適用されます。

「トラストの改正約款(第6条)に従い、管理会社またはその委託を受けた代理人は、ファンド資産の運用にあたり、以下の制限を遵守します。

(1) 管理会社は、ファンドのために、当該ファンドの純資産総額の10%を超えて同一発行体の発行する有価証券を保有することとなるような投資を行うことはできません。ただし、本制限は、OECD加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、またはEUの、地域的もしくは世界的公的国際機関または米国政府による支援を受けた機関もしくは下部機構が発行または保証する有価証券には適用されません。

(中略)

ルクセンブルグの適用法令(2010年法、2013年法および現行もしくは今後の関係ルクセンブルグ法、または施行令、通達、CSSFの解釈、並びに具体的には、2008年2月8日付のルクセンブルグ規制第11条および投資信託が利用する譲渡性証券や短期金融商品に係る手法および商品に適用されるCSSF通達08/356の規定(これらの法令が随時改正または代替される新法令))により許容される最大限の範囲およびそれらに定められる限度内で、管理会社は、ファンドのために、追加の収益を生み出す目的またはコストもしくはリスクを軽減する目的で、証券貸付取引および買戻し権付の売買取引、レポ契約・リバースレポ契約の取引を行うことができます。

これらの取引に関連してファンドのために管理会社が受領する現金担保を、場合に応じ、上記のCSSF通達のセクションI.C.a)に記載される規定に従い、(a) 日々純資産価額を計算し、かつAAAまたはそれと同等に格付けされるマネー・マーケット・ファンドにより発行される株式または受益証券、(b) 短期性銀行預金、(c) ルクセンブルグ規制で定義される短期金融商品、(d) EU加盟国、スイス、カナダ、日本、もしくは米国、またはそれらの地方自治体、または地域的もしくは世界的規模のEUに関わる国際機関が発行または保証する短期債券、(e) 十分な流動性を提供する一流の発行体が発行または保証する債券、および(f) リバースレポ契約取引に対し、ファンドの投資目的と相容れる方法で再投資することができます。

管理会社は、ファンドの証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となる、または利益に反しない投資制限を随時課することができます。」

本効力発生日より、以下の制限が適用されます。

「管理会社は、以下に定められる制限を遵守して、ファンドの投資目的および方針の追求を行われなければなりません。これらの制限は、MMF規則に従って公債CNAV MMFに適用されるものであり、また、ルクセンブルグの規制機関(CSSF)またはヨーロッパの規制機関(ESMA)により随時出される規制およびガイダンスに常に従います。

### 一般投資規則

#### 適格資産

A. 下記 から 項の要件に従い、管理会社は、各ファンドにつきその純資産の少なくとも99.5%を以下に投資します。

・ EU、EU加盟国の政府、地方自治体および現地行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、OECD加盟国、G20加盟国もしくはシンガポールの中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行またはその他の一もしくは複数のEU加盟国が属する国際金融機関もしくは組織によって単独または共同で発行または保証される短期金融商品(以下「公債短期金融商品」といいます。)

・ 公債短期金融商品を担保とするリバースレポ契約

・ 現金

B. 下記 から 項の要件に従い、管理会社は、各ファンドについて以下にも投資することができます。

・ 上記A. に言及されるもの以外の短期金融商品(適格な証券化商品およびABC P(資産担保コモディティ・ペーパー)を含みます。)

・ 金融機関への預金

レボ契約

上記Aに言及されるもの以外のリバースレボ契約

他の短期MMFの受益証券または投資証券

適格資産の特徴

A) 短期金融商品は、以下の基準を満たすものとします。

a) 以下のカテゴリーに該当すること。

公認の証券取引所への公式の上場を認められた短期金融商品、および/または

規制され、定期的に運営され、および認知されらばに一般に公開されているOECDの他の市場で取引される短期金融商品、および/または

上記( )および( )に言及されるもの以外の短期金融商品。ただし、それらの商品の発行または発行体自体が、投資者および預金の保護を目的として規制されており、かつ、それらの商品が以下のいずれかに該当することを条件とします。

- EU加盟国の中央政府、地方自治体もしくは現地当局もしくは中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非EU加盟国、連邦国家の場合は連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数のEU加盟国が所属する公的国際機関により発行または保証される短期金融商品

- 上記a) および に言及される規制された市場で取引される事業により発行される短期金融商品

- 欧州の法律に定められる基準に従い、慎重な監督に服する国にその登記上の事務所を有する金融機関、または少なくとも欧州の法律により定められる規則と同程度厳格であるとCSSFが判断する慎重な規則に服し、これを遵守する金融機関により発行または保証される短期金融商品

- CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、それらの商品への投資は、上記の3項目に定められる保護と同等の投資家保護に服すること、ならびに発行体の資本金および準備金が少なくとも1,000万ユーロであること、第4通達78/660/EECに従い年次財務書類を提出および公表する会社であるか、企業のグループ内で同グループのファイナンスに専従する事業体であるか、または銀行の流動性ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従する事業体であることを条件とします。

b) 以下の選択的特徴のうち一つを有すること。

発行時における法定満期が397日以下である。

残存期間が397日以下である。

c) 短期金融商品の発行体および短期金融商品の質が、管理会社が制定する内部信用度評価手続(後記「内部信用度評価手続」をご参照ください。以下同じです。)に従い適格であるという評価を受けていること。

この要件は、EU、EU加盟国の中央政府もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州安定メカニズムまたは欧州金融安定ファシリティにより発行または保証される短期金融商品には適用されないものとします。

d) ファンドを代理して行為する管理会社が証券化商品またはABCPに投資する場合、それが下記B)に定められる要件に従うこと。

B) 適格な証券化商品およびABCPは、以下の要件を満たすものとします。

1) 十分に流動的であり、管理会社が制定する内部信用度評価手続に従い適格であるという評価を受けており、かつ、以下のいずれかに該当するもの。

a) 委員会委任規則(EU)2015/611第13条に言及される証券化商品

b) 以下に該当するABCPプログラムにより発行されるABCP

投資者にABCPに基づく金額の全額の支払いを保証するために必要である場合、流動性、信用および重大な希薄化のリスクのすべてならびにABCPに関係する継続的な取引費用および継続的なプログラム全体の費用をカバーする規制された金融機関により、十分に支援されているABCPプログラム

再証券化商品ではなく、かつ、各ABCP取引のレベルにおいて証券化商品の裏付けとなるエクスポージャーに証券化商品のポジションが一切含まれないABCPプログラム、および

規則(EU)第575/2013号第242条(11)に定義される合成証券化商品を含まないABCPプログラム

c) シンプルで透明性があり標準化された(STS)証券化商品またはABCP。ただし、MMF規則(改正済)第11条に定められるこれらのSTSを特定する基準が遵守されていることが条件となります。

2) 必要に応じて以下のいずれかの条件を満たす場合のみ、各ファンドは、証券化商品またはABCPに投資できるものとします。

- a) 上記1) a) に言及される証券化商品の発行時における法定満期が2年以下であり、次の金利変更日までの残存期間が397日以下であること。
- b) 上記1) b) およびc) に言及される証券化商品またはA B C Pの発行時における法律上の満期または残存満期が397日以下であること。
- c) 上記1) a) およびc) に言及される証券化商品が、分割償還商品であり、W A L (加重平均残存期間) (後記「流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則」をご参照ください。) が2年以下であること。
- C) 金融機関への預金は、以下のすべての条件を満たすものとします。
- a) 要求に応じて払戻可能であるか、またはいつでも引き出すことができる預金。
- b) 満期が12か月以内の預金。
- c) 金融機関がE U加盟国に登記上の事務所を有すること、または金融機関が非E U加盟国に登記上の事務所を有する場合には、当該金融機関が規則(E U) 第575/2013号第107条(4) に定められる手続きに基づき欧州の法律に定められる規則と同等とみなされる慎重な規則に従うこと。
- D) リバースレポ契約。ただし、以下のすべての条件を満たすことを条件とします。
- a) 管理会社が、2営業日前までの事前通知をもっていつでも契約を終了する権利を有すること。
- b) リバースレポ契約の一環として関連するファンドが受領する資産は、以下のものとします。
- ・ 上記 . A) に定められる要件を満たす短期金融商品であること。
  - ・ 少なくとも支払う現金と同等の時価を常に有すること。
  - ・ 売却、再投資、質権設定その他譲渡されないこと。
  - ・ 証券化商品およびA B C Pを含まないこと。
  - ・ 当該資産が上記 . A . の要件を満たす短期金融商品の形をとる場合を除き、その発行体に対する最大エクスポージャーをファンドの15%として、十分に分散されること。
  - ・ 取引相手から独立した、かつ、取引相手の業績と高度に相関することが予想されていない事業体により発行されること。
- 上記b) . にかかわらず、ファンドは、リバースレポ契約の一環として、譲渡可能な流動性のある有価証券または上記 . A) に言及されるもの以外の短期金融商品を受領する場合があります。ただし、当該資産が以下の条件のうち一つを遵守することを条件とします。
- ・ 欧州連合、E U加盟国の中央政府もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州安定メカニズムまたは欧州金融安定ファシリティにより発行または保証されていること。ただし、管理会社の内部信用度評価手続に従い適格であるという評価を受けていることを条件とします。
  - ・ 非E U加盟国の中央政府または中央銀行により発行または保証されていること。ただし、管理会社の内部信用度評価手続に従い適格であるという評価を受けていることを条件とします。
- 上記に従いリバースレポ契約の一環として受領した資産は、( ) A . a) に記載される分散要件を満たすものとします。
- c) 各ファンドの管理会社は、発生ベースまたは時価ベース(以下に定義されます。) で、現金の全額をいつでも回収できることを確保するものとします。現金が時価ベースでいつでも回収可能である場合、該当ファンドのファンド証券の1口当り純資産価格の計算には、リバースレポ契約の時価が用いられなければなりません。
- E) MMF 規則に基づき承認された他の短期MMFの受益証券または投資証券(以下「投資対象短期MMF」といいます。)。ただし、以下のすべての条件を満たすことを条件とします。
- a) そのファンド規則または設立文書に従い、他の投資先MMFの受益証券または投資証券に投資することができるのは、投資対象短期MMFの純資産の10%までであること。
- b) 投資対象短期MMFが、取得者であるファンドの受益証券または投資証券を保有していないこと。
- c) 管理会社または以下に定義されるその他の関係会社は、投資対象短期MMFの受益証券の申込みまたは買戻しについて手数料を課することはできず、また以下のいずれかに該当するその他の短期MMFの受益証券に管理会社が投資する場合において、0.01%を超える管理報酬を課することができないこと。
- ・ 管理会社自身により直接または間接的に運用されている場合
  - ・ 以下のいずれかの形態で管理会社の関連会社により運用されている場合
    - 共通経営
    - 共通支配
    - 資本または議決権の10%を超える直接または間接的な持分を保有
- 管理会社は、ファンドおよび当該ファンドが該当期間中に投資した投資対象短期MMFの双方に課した管理報酬の総額を、ファンドの年次報告書に記載します。
- ・ トラストは、補助的な流動資産を保有することができます。

・流動性管理の目的のために、管理会社は、以下のすべての条件が満たされることを条件として、ファンドのためにレボ契約も締結することができます。

- a) レボ契約が、下記c)に言及される場合を除き、投資目的ではなく流動性管理の目的のためにのみ行われ、7営業日以内の一時的措置として利用されること。
- b) レボ契約に基づき担保としてファンドから譲渡される資産を受領する取引相手方は、管理会社の事前同意なく当該資産を売却、投資、質権設定その他譲渡することが禁止されること。
- c) レボ契約の一環でファンドが受領する現金は、
  - ・指令2009/65/EC第50(1)条(f)に従い預金することができること、または
  - ・上記D)b)およびに言及される資産に投資することができるが、その他の資産に投資、譲渡もしくはその他の方法で再使用してはならないこと。
- d) レボ契約の一環でファンドが受領する現金が、その純資産の10%を超えないこと。
- e) ファンドの管理会社が、2営業日以内の事前通知をもっていつでも契約を終了する権利を有すること。

・リスクの分散および集中

#### A. リスク分散規則

- a) リバースレボ契約において、ファンドのために行為する管理会社が同一取引相手方に提供する現金総額は、当該ファンドの純資産の15%を超えないものとします。
- b) ファンドのために行為する管理会社は、いずれのファンドの資産についても、リスク分散原則に従いファンドの純資産の5%超100%以下を公債短期金融商品に投資する権限を付与されています。ただし、ファンドは6銘柄以上の公債短期金融商品を保有していなくてはならず、1銘柄の有価証券が当該ファンドの純資産の30%を超えてはならないものとします。
- c) 管理会社は、ファンドのために、その純資産の10%を超えて同一金融機関に預金することができません。ただし、トラストが登録されているEU加盟国の銀行セクターの構造において、当該分散要件を満たすのに十分な実行可能な金融機関が存在せず、かつ、トラストが他の加盟国で預金することが経済上実行可能ではない場合、各ファンドの純資産の15%までを同一の金融機関に預金することができます。
- d) 証券化商品およびABC Pに対するファンドのエクスポージャーの合計は、その純資産の20%を超えてはならない一方で、その純資産の15%までを、STS証券化商品およびABC Pの特定基準を遵守しない証券化商品およびABC Pに投資することができます。

#### B. 集中規則

- a) 管理会社は、ファンドのために、同一発行体の短期金融商品、証券化商品およびABC Pの10%超を取得することはできません。
- b) ただし、上記a)は、公債短期金融商品に関しては適用されないものとします。

・さらに、ファンドのために行為する管理会社は、以下を行いません。

- a) 上記に記載されていない資産への投資
- b) 短期金融商品、証券化商品、ABC Pおよびその他の短期MMFを含む有価証券の空売り
- c) デリバティブ、株式もしくは商品を表章する証書、それらに基づくインデックス、またはそれらに対するエクスポージャーを得られるその他の手段もしくは金融商品を通じて、株式または商品に対して直接もしくは間接的にエクスポージャーを取ること
- d) 証券貸付契約もしくは証券借受契約、またはファンドの資産を担保とするその他の契約の締結
- e) 現金の借入および貸付

管理会社は、各ファンドにおいて十分な分散投資を行うことにより、投資リスクの適切な分散を確保しなければなりません。

・管理会社が管理できない理由、または買付および買戻しの結果として、規則により定められた上記の制限を超過した場合、管理会社は、受益者の利益に留意しつつ、かかる事態の是正を優先させなければなりません。

管理会社は、ファンドの証券が販売される各国の法令を遵守するために、MMF規則に反せず、かつ、受益者の利益となる投資制限を随時課することができます。」

1 金融機関の流動性カバレッジ要件に関する欧州議会および理事会の規則(EU)第575/2013号を補足する2014年10月10日付委員会委任規則(EU)2015/61(E E A関連文書)

2 金融機関および投資会社の健全性要件ならびに規制(EU)第648/2012号の修正に関する2013年6月26日付欧州議会および理事会の規則(EU)第575/2013号(E E A関連文書)

以下の「流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則」ならびに「内部信用度評価手続」は、本効力発生日以降に適用されます。

### 流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則

管理会社は、流動性管理手法を設定、実施、一貫して適用しており、各ファンドの流動性リスクを監視し、受益者の請求に応じてファンド証券の買戻義務に随時応じられるよう、ファンドの投資ポートフォリオにおける週単位での流動性基準の充足を確保するための慎重かつ厳格な流動性管理手法を導入しています。

投資ポートフォリオが適切な流動性を有し、受益者の買戻請求にファンドが確実に応じられるよう、定性的および定量的評価を用いてポートフォリオおよび証券を監視します。さらに、ファンドの流動性に与える潜在的影響を評価するため、受益者の集中度が定期的に見直されます。流動性の決定における第一義的責任は投資運用会社であり、管理会社による監督が伴います。

目論見書に定められる1日単位および週単位での流動性の最低水準の継続的な遵守を確保するため、流動性管理については、ファンド毎に監視されます。

各ファンドは、以下の要件すべてを継続的に遵守するものとします。

( ) ファンドのポートフォリオのWAM（加重平均満期）は、60日以内とします。

( ) ファンドのポートフォリオのWAL（加重平均残余期間）は120日以内としますが、MMF規則の規定に従うことを条件とします。

管理会社が管理できない理由、または買付もしくは買戻しの結果として、上記の制限を超えた場合、管理会社は、受益者の利益に留意しつつ、かかる事態の是正を優先させます。

各ファンドは、以下の流動性規則も遵守するものとします。

( ) ファンドの純資産の少なくとも10%は、1日単位で満期を迎える資産、1営業日前に事前通知を行うことにより終了可能なリバースレポ契約、または1営業日前に事前通知を行うことにより引出可能な現金で構成されるものとします。

( ) ファンドの純資産の少なくとも30%は、週単位で満期を迎える資産、5営業日前に事前通知を行うことにより終了可能なリバースレポ契約、または5営業日前に事前通知を行うことにより引出可能な現金で構成されるものとします。

本効力発生日より適用される投資制限の項I . A . i . に言及される、極めて流動性が高く、かつ、1営業日以内に買戻した清算でき、残存満期が最大で190日である資産もまた、ファンドの純資産の17.5%を上限として週単位で満期を迎える資産とみなすことができます。

週単位で満期を迎える資産の割合が、ファンドの純資産の30%を下回る場合、かつ1営業日における正味の買戻しがファンドの純資産の10%を超える場合、当該ファンド受益者の利益を考慮した適切な対応を決定するための文書化された方法で評価を行います。以下の一または複数の措置を採用する旨が決定されます。

( ) その期間の買戻しに対して、流動性を確保するための費用を適切に反映させ、当該ファンドの残存受益者が不利な扱いを受けないことを確保するために、流動性手数料を課すること

( ) 後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」で説明される買戻しを、15営業日以内の期間、1取引日においてMMFのファンド証券の最大10%に制限する買戻ゲートの設定

( ) 最長15営業日の買戻しの停止

( ) 受益者の利益に留意しつつ事態の是正を優先させる措置以外の緊急措置をとらないこと

同様に、週単位で満期を迎える資産の割合が、ファンドの純資産の10%を下回る場合、当該ファンドの受益者の利益を考慮した適切な対応を決定するための文書化された方法で評価を行います。上記( ) および( ) の措置を累積的または代替的に採用する旨が決定されます。

90日間のうち、停止されていた期間の合計が15営業日を超える場合、当該ファンドは自動的に公債CNAV MMFではなくなり、その場合、受益者に対して直ちに、明確かつ分かり易い方法で書面により通知されます。

### 内部信用度評価手続

管理会社は、ファンドの信用度を決定するための慎重、体系的かつ継続的な評価方法に基づき、慎重な内部信用度評価手続を制定し、実施しかつ常に適用しています。

発行体または保証人の信用リスクの決定は、発行体または保証人の債務の返済能力についての独立した分析に基づき行われます。この決定には、以下の要素（該当する場合）が含まれます。

・ 財務状況

・ 流動性の源泉

・ 将来における市場全体の事由および発行体または保証人に特有の事由（著しく不利な状況における返済能力を含みます。）に対応できる能力

・ 経済、ならびに景気動向および競争力における発行体または保証人の強さ

発行体または保証人の信用リスクならびに発行体または保証人および商品の債務不履行の相対的リスクを定量化するために、管理会社が実施する、投資運用会社の提供するデータによってサポートされる信用度評価法は、以下の定量的基準を使用することがあります。

- (a) 信用スプレッドならびに比較可能な確定利付商品および関連有価証券の価格設定を含む、債券の価格設定情報
- (b) 発行体もしくは保証人、商品または産業セクターに関連する短期金融商品の価格設定
- (c) 比較可能な商品のクレジット・デフォルト・スワップ・スプレッドを含む、クレジット・デフォルト・スワップの価格設定情報
- (d) 発行体もしくは保証人、商品または産業セクターに関する債務不履行の統計
- (e) 発行体または商品の所在地、産業セクターまたは資産クラスに関連する財務上の指標
- (f) 利益率、インタレスト・カバレッジ・レバレッジ・メトリクス、新銘柄の価格設定(劣後する有価証券の有無を含みます。)を含む、発行体または保証人に関する財務情報

商品の発行体または保証人の定性的評価のために管理会社が設定する具体的な基準は、以下を含みます。

- (a) 発行体または保証人の信用評価
  - 1) 財務状態
    - ・ ソブリン分析(明白な債務および偶発債務ならびに規模/外貨準備高対外国為替債務等)
    - ・ 信用分析
  - 2) 政府の支援
    - ・ 政府の所有/介入
    - ・ 負債保護または事業/財務支援
    - ・ 国策連携/経済的重要性
- (b) 短期金融商品の流動性
  - ・ 流通している短期金融商品
- (c) 外部信用格付
  - ・ S & P社の格付でA - 1以上、ムーディーズ社の格付でP - 1または国際的に認知されている他の格付業者の格付でこれと同等の格付
  - ・ 格付を付与されていない場合は、管理会社がこれと同等の信用度であるとみなすこと



### 3 投資リスク

#### (1) リスク要因

<訂正前>

管理会社は、リスク管理システムを用いており、また、ファンドのリスクを監視する様々なリスク管理プロセスも有しています。

ファンドの投資対象および純資産は、市場の価格変動の影響を受けます。ファンドの投資目的が達成される、またファンドの投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンドは、債券、短期金融商品等値動きのある証券に投資します。これらの投資対象には、主に下記 ~ のような性質があり、ファンド証券の1口当り純資産価格および日々の分配金額を変動させる要因となります。投資した資産の減少リスクは受益者が負担します。

##### 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により証券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇すると債券価格は下落し、ファンド証券の1口当り純資産価格が下落する要因となります。また、金利が下落すると短期金融商品からの収益（受取利息）が減少する要因となります。

##### 信用リスク

信用リスクとは、ファンドが投資する債券および短期金融商品の発行体が財政上の困難、経営不振その他の理由により、元利金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行リスク）をいいます。一般に、債務不履行が発生する場合またはそのおそれがある場合には、債券および短期金融商品の価格は下落し、1口当り純資産価格が下落する要因となります。

また、発行体の信用格付の変更に伴い、債券および短期金融商品の価格が下落するリスクもあります。

##### 通貨リスク

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドは米ドル、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドは豪ドルを基準通貨としています。したがって、日本円で投資する投資家は、外国為替市場の変動を反映して、その保有する価値が、円貨換算することにより、当初投資した金額を下回ることがありますのでご留意下さい。

##### 純資産価格が一定のファンド（constant Net Asset Value fund）のリスク

ファンドは、受益者が受益証券を換金もしくは購入する際の純資産価格を一定（U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01豪ドル）に保つことをめざすファンドです。ただし、ファンドの保有資産の純資産額は変動し、市場価格は、換金時または購入時の受益証券の1口当り純資産価格（0.01米ドルまたは0.01豪ドル）から乖離することがあります。受益証券の1口当り純資産価格を一定に維持するために、ファンドは償却原価法により資産を評価します。償却原価法によって決定した評価額と市場価格に基づく評価額の差が規定の範囲を超えた場合には、管理会社またはその指定する代理人は、その差を縮小するための措置（純資産価格を一定に保つために、各受益者の保有口数を減少させるなどの措置）をとる必要があります。また、受益者から想定外の大量の換金があった場合、ファンドは、元本を割り込むような、購入時よりも低い価格で資産を売却せざるを得なくなり、その結果、純資産価格を一定に維持できない可能性があります。

##### 証券貸付、買戻取引権の売買およびレボ・逆レボ契約の取引に関連した特定のリスク

これらの手法や商品の利用は一定のリスクを伴っており、かかるリスクの一部については本項の各文節に挙げられていますが、その利用により得ることを追求する目的が達成されるとの確約はできません。

ファンドが買付人として行為する逆レボ取引や買戻権の売買取引に関しては、証券の買付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 買付証券の価格が、当該証券の不適正な価格付け、市場価格の不利な推移、当該証券の発行体の信用格付の悪化、または当該証券の取引市場の非流動性によるかを問わず、当初支払われた資金を下回ることになるというリスク、(B) ( ) 過剰な規模もしくは期間の取引における資金の焦付き、( ) 満期時の資金回収の遅延により、ファンドが買戻請求、証券買付、もしくはより一般的には再投資に対応する能力を制限することがあるというリスクが存在することを受益者は特に承知していなければなりません。

ファンドが売付人として行為するレボ取引や買戻権の売買に関しては、証券の売付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 取引相手に売付けられた証券の価格が、当該証券の価格の市場での値上がりまたはその発行体の信用格付の向上によるかを問わず、当初の受取資金を上回ることになるというリスク、(B) ( ) 過剰な規模もしくは期間の取引における投資持分の焦付き、( ) 売付け証券の満期時の回収の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限することがあるというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

証券貸付取引に関しては、受益者は、(A) ファンドにより貸し付けられる証券の借り手が当該証券を返還することができない場合は、受け取った担保物件が、当該担保物件の不適正な価格付け、当該担保物件の価格の不利な市場動向、当該担保物件の発行体の信用格付の悪化、または当該担保物件の取引市場の非流動性によるかを問わず、貸し出

された証券の価格を下回る価格で換金されることになり得るというリスク、(B) 現金担保の再投資の場合は、かかる再投資は、( ) 相応のリスクを伴ったレバレッジおよび損失リスクやボラティリティ・リスクを生み出すことがあり、( ) ファンドの目的と相容れないマーケット・エクスポージャーをもたらすことがあり、または( ) 回収額が担保物件の金額を下回るというリスク、また(C) 貸付証券の返還の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限するというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

## ファンドのリスク特性

### U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動する可能性があります。ファンドの金利リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間にする事で(加重平均残存期間は60日以下)軽減されます。ファンドは、主に、米ドル建ての商品に投資しますが、通貨リスクを伴う可能性があります。

ファンドは、ポートフォリオに含まれる短期金融商品およびその他の証券の質が高い(信用度が高い)ため、信用リスクは限定的です。

ファンドは、流動性が限定的な商品(短期債券等)に投資する可能性があるため、流動性リスクを伴う可能性があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

### 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動する可能性があります。ファンドの金利リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間にする事で(加重平均残存期間は60日以下)軽減されます。ファンドは、主に、豪ドル建ての商品に投資しますが、通貨リスクを伴う可能性があります。

ファンドは、ポートフォリオに含まれる短期金融商品およびその他の証券の質が高い(信用度が高い)ため、信用リスクは限定的です。

ファンドは、流動性が限定的な商品(短期債券等)に投資する可能性があるため、流動性リスクを伴う可能性があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

## 利益相反

投資運用会社および/または保管受託銀行および管理事務代行会社(各々の取締役、役員、従業員を含む)に利益相反が生じることがあります。つまり、投資運用会社、保管受託銀行、および管理事務代行会社は、トラストのためにのみ、その役務を行うのではなく、トラストの受益者と相反する利害を有するその他第三者のためにも行うことがあります。かかる場合、投資運用会社は、とりわけ投資目的、投資戦略、投資制限、および各関係者の投資に充当可能な資金を勘案して合理的かつ公正であるとみなす方法で、彼らが助言または運用を行う各関係者間に投資の機会を配分します。

利益相反は、トラストが( ) 投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社と関係のある会社が運用、助言、または支配する企業に関係する投資を行うことがあるという事実、または( ) 投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社によって運用、助言、または支配される第三者に対しトラストの保有資産を売却することがあるという事実によっても発生することがあります。かかる場合、各々は、トラストに関連してその当事者となっている、または拘束される契約に基づく義務に常時配慮します。特に、利益相反が生じ得る取引または投資を行う際には、受益者にとって可能な限り最善の利益を求めるという義務を限定することなく、各々は、かかる利益相反が通常の商取引ベースで公正に解決されるように努めます。

投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社は、トラストの投資行動に関連して利益相反の発生をもたらす、彼ら自身またはその関連会社に関わる取引行動についてトラストに通知します。

投資運用会社は、そのすべての時間または大半の時間をトラストの業務に費やすことを要求されるのではなく、投資運用契約および副投資運用契約に基づくその義務の遂行に関連して適正に努力することのみを要求されます。

(中略)

## レバレッジ

(中略)

- グロス法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションの価値を考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従ってデリバティブ商品を当該デリ

パティプの原資産における同等のポジションに転換し、現金借入れの再投資により生じるエクスポージャー（換金された投資証券の市場価格または委員会委任規則別紙Ⅰの(1)および(2)に記載の現金借入総額のうちいずれか高いほうで表示されます。）を含み、委員会委任規則別紙Ⅰの(3)および(10)から(13)のレポ契約または逆レポ契約および証券貸付取引もしくは証券借入取引またはその他の取引におけるポジションを含みますが、( )ファンドの基準通貨で保有される極めて流動性の高い投資対象である現金および現金等価物（既知の金額の現金に容易に換金することができ、価値の変動リスクがわずかであり、かつリターンが3か月物の質の高い国債の利率を超えないもの）の価値は除外し、( )( )に記載の現金または現金等価物としての借入であり、かつその支払金額が判明しているものについても除外します（以下「グロス法」といいます。）。

(中略)

## &lt; 参考情報 &gt;

## ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

## U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド



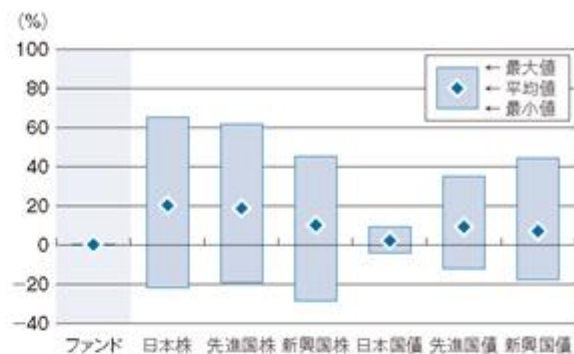
- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。2012年12月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2012年12月～2017年11月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

## 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。ファンドの運用開始日である2013年4月23日を100として指数化し表示しております。
- 2013年4月23日より運用を開始しましたので、年間騰落率は、2014年4月から2017年11月の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である豪ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

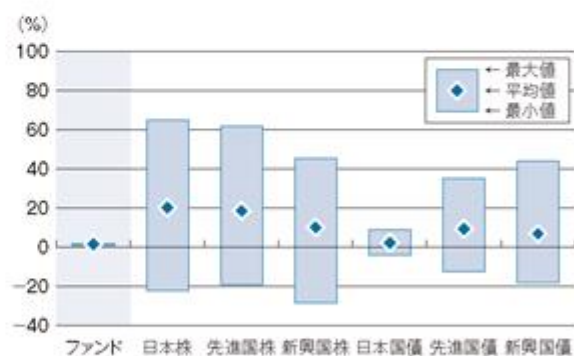
## ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	0.55	65.0	61.8	45.3	9.1	34.9	44.1
最小値(%)	0.13	-22.0	-19.2	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	0.25	20.3	18.6	10.1	2.2	9.3	6.9

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2012年12月～2017年11月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	1.97	65.0	61.8	45.3	9.1	34.9	44.1
最小値(%)	1.08	-22.0	-19.2	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	1.60	20.3	18.6	10.1	2.2	9.3	6.9

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2012年12月～2017年11月の5年間(ファンドについては2014年4月～2017年11月)の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



## （ご注意）

- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数  
日本株・・・TOPIX(配当込み)  
先進国株・・・ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス  
新興国株・・・S&P新興国総合指数  
日本国債・・・ブルームバーグ/ EFFASポンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール(1年超)  
先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
新興国債・・・シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)  
(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「株東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)およびシティ新興国市場国債インデックス(円ベース)はCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

## &lt;訂正後&gt;

管理会社は、リスク管理システムを用いており、また、ファンドのリスクを監視する様々なリスク管理プロセスも有しています。

ファンドの投資対象および純資産は、市場の価格変動の影響を受けます。ファンドの投資目的が達成される、またファンドの投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンドは、債券、短期金融商品等値動きのある証券に投資します。これらの投資対象には、主に下記 ~ のような性質があり、ファンド証券の1口当り純資産価格および日々の分配金額を変動させる要因となります。投資した資産の減少リスクは受益者が負担します。(なお、本効力発生日より、本段落における債券への言及が削除されます。)

## 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券または短期金融商品の価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇すると債券価格は下落し、ファンド証券の1口当り純資産価格が下落する要因となります。金利が下落すると短期金融商品からの収益(受取利息)が減少する要因となります。(本効力発生日より、本段落の第二文および本段落における債券への言及が削除されます。)

## 信用リスク

信用リスクとは、ファンドが投資する債券または短期金融商品の発行体が財政上の困難、経営不振その他の理由により、元利金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行リスク)をいいます。一般に、債務不履行が発生する場合またはそのおそれがある場合には、債券および短期金融商品の価格は下落し、1口当り純資産価格が下落する要因となります。(なお、本効力発生日より、本段落における債券への言及が削除されます。)

また、発行体の信用格付の変更に伴い、その価格が下落するリスクもあります。

## 通貨リスク

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドは米ドル、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドは豪ドルを基準通貨としています。したがって、日本円で投資する投資家は、外国為替市場の変動を反映して、その保有する価値が、円貨換算することにより、当初投資した金額を下回ることがありますのでご留意下さい。

純資産価格が一定のファンド(Constant NAV funds)のリスク

本効力発生日までは以下が適用されます。

「ファンドは、受益者が受益証券を換金もしくは購入する際の純資産価格を一定(U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01豪ドル)に保つことをめざすファンドです。ただし、ファンドの保有資産の純資産額は変動し、市場価格は、換金時または購入時の受益証券の1口当り純資産価格(0.01米ドルまたは0.01豪ドル)から乖離することがあります。受益証券の1口当り純資産価格を一定に維持するために、ファンドは償却原価法により資産を評価します。償却原価法によって決定した評価額と市場価格に基づく評価額の差が規定の範囲を超えた場合には、管理会社またはその指定する代理人は、その差を縮小するための措置(純資産価格を一定に保つために、各受益者の保有口数を減少させるなどの措置)をとる必要があります。また、受益者から想定外の大量の換金があった場合、ファンドは、元本を割り込むような、購入時よりも低い価格で資産を売却せざるを得なくなり、その結果、純資産価格を一定に維持できない可能性があります。」

本効力発生日より、以下が適用されます。

「ファンドは、受益者が受益証券を換金または購入する際の受益証券1口当りの価値を一定（米ドルであれば0.01米ドル、豪ドルであれば0.01豪ドル）に保つことをめざすコンスタントNAVファンドです。ただし、ファンドの保有資産の純資産価格は変動し、市場価格は、当初の受益証券1口当りの金銭価値（米ドルであれば0.01米ドル、豪ドルであれば0.01豪ドル）から乖離することがあります。コンスタントNAVを維持するために、MMF規則2条（10）に定義される償却原価法（以下「償却原価法」といいます。）により資産を評価します。償却原価法を使用した評価額とMMF規則第2条（8）に定義される時価評価（以下「時価評価」といいます。）またはMMF規則第2条（9）に定義されるモデル評価（以下「モデル評価」といいます。）による評価額の差が規定の範囲を超えた場合には、管理会社またはその指定する代理人は、その差を縮小するための措置（純資産価格を一定に保つために、各受益者の保有口数を減少させるなどの措置）をとる必要があります。また、受益者から想定外の大量の換金があった場合には、元本割れの価格で資産を売却せざるを得なくなり、コンスタントNAVを維持できず元本を割り込む可能性があります。」

買戻取引権の売買およびレボ・リバースレボ契約の取引に関連した特定のリスク

これらの手法や商品の利用は一定のリスクを伴っており、かかるリスクの一部については本項の各文節に挙げられていますが、その利用により得ることを追求する目的が達成されるとの確約はできません。

ファンドが買付人として行為するリバースレボ取引や買戻権の売買取引に関しては、証券の買付先である取引相手の破綻の場合は、(A)買付証券の価格が、当該証券の不適正な価格付け、市場価格の不利な推移、当該証券の発行体の信用格付の悪化、または当該証券の取引市場の非流動性によるかを問わず、当初支払われた資金を下回ることになるというリスク、(B)（ ）過剰な規模もしくは期間の取引における資金の焦付き、（ ）満期時の資金回収の遅延により、ファンドが買戻請求、証券買付、もしくはより一般的には再投資に対応する能力を制限することがあるというリスクが存在することを受益者は特に承知していなければなりません。

ファンドが売付人として行為するレボ取引や買戻権の売買に関しては、証券の売付先である取引相手の破綻の場合は、(A)取引相手に売付けられた証券の価格が、当該証券の価格の市場での値上がりまたはその発行体の信用格付の向上によるかを問わず、当初の受取資金を上回ることになるというリスク、(B)（ ）過剰な規模もしくは期間の取引における投資持分の焦付き、（ ）売付け証券の満期時の回収の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限することがあるというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

## ファンドのリスク特性

### U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動する可能性があります。マネー・マーケット・ファンドであるファンドの金利リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間にすることで軽減されます。ファンドは、主に、米ドル建ての商品に投資しますが、通貨リスクを伴う可能性があります。

本効力発生日より、本段落における「マネー・マーケット・ファンド」とは、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、1 ファンドの性格、（1）ファンドの目的及び基本的性格、 ファンドの形態」の項に定義される「公債CNAV MMF」を意味します。

ファンドは、ポートフォリオに含まれる短期金融商品およびその他の証券の質が高い（信用度が高い）ため、信用リスクは限定的です。信用度は主に、発行体の国の政府の信用力に基づきます。

ファンドは、流動性が限定的な商品（短期債券等）に投資する可能性があるため、流動性リスクを伴う可能性があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

### 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動する可能性があります。マネー・マーケット・ファンドであるファンドの金利リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間にすることで軽減されます。ファンドは、主に、豪ドル建ての商品に投資しますが、通貨リスクを伴う可能性があります。

本効力発生日より、本段落における「マネー・マーケット・ファンド」とは、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、1 ファンドの性格、（1）ファンドの目的及び基本的性格、 ファンドの形態」の項に定義される「公債CNAV MMF」を意味します。

ファンドは、ポートフォリオに含まれる短期金融商品およびその他の証券の質が高い（信用度が高い）ため、信用リスクは限定的です。信用度は主に、発行体の国の政府の信用力に基づきます。

ファンドは、流動性が限定的な商品（短期債券等）に投資する可能性があるため、流動性リスクを伴う可能性があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

## 利益相反

管理会社、投資運用会社および/または保管受託銀行および管理事務代行会社(各々の取締役、役員、従業員を含む)に利益相反が生じることがあります。つまり、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、および管理事務代行会社は、トラストのためにのみ、その役務を行うのではなく、トラストの受益者と相反する利害を有するその他第三者のためにも行うことがあります。かかる場合、投資運用会社は、とりわけ投資目的、投資戦略、投資制限、および各関係者の投資に充当可能な資金を勘案して合理的かつ公正であるとみなす方法で、彼らが助言または運用を行う各関係者間に投資の機会を配分します。

利益相反は、トラストが( )管理会社、投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社と関係のある会社が運用、助言、または支配する企業に關係する投資を行うことがあるという事実、または( )管理会社、投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社によって運用、助言、または支配される第三者に対しトラストの保有資産を売却することがあるという事実によっても発生することがあります。かかる場合、各々は、トラストに関連してその当事者となっている、または拘束される契約に基づく義務に常時配慮します。特に、利益相反が生じ得る取引または投資を行う際には、受益者にとって可能な限り最善の利益を求めるという義務を限定することなく、各々は、かかる利益相反が通常の商取引ベースで公正に解決されるように努めます。

投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社は、トラストの投資行動に関連して利益相反の発生をもたらす、彼ら自身またはその関連会社が関わる取引行動について管理会社に通知します。

投資運用会社は、そのすべての時間または大半の時間をトラストの業務に費やすことを要求されるのではなく、投資運用契約および副投資運用契約に基づくその義務の遂行に関連して適正に努力することのみを要求されます。

(中略)

## レバレッジ

(中略)

- グロス法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションの価値を考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従ってデリバティブ商品を当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、現金借入れの再投資により生じるエクスポージャー(換金された投資証券の市場価格または委員会委任規則別紙Ⅰの(1)および(2)に記載の現金借入総額のうちいずれが高いほうで表示されます。)を含み、委員会委任規則別紙Ⅰの(3)および(10)から(13)のレボ契約またはリバースレボ契約および証券貸付取引もしくは証券借入取引またはその他の取引におけるポジションを含みますが、( )ファンドの基準通貨で保有される極めて流動性の高い投資対象である現金および現金等価物(既知の金額の現金に容易に換金することができ、価値の変動リスクがわずかであり、かつリターンが3か月物の質の高い国債の利率を超えないもの)の価値は除外し、( )( )に記載の現金または現金等価物としての借入であり、かつその支払金額が判明しているものについても除外します(以下「グロス法」といいます。)

(中略)

## &lt; 参考情報 &gt;

## ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

## U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド



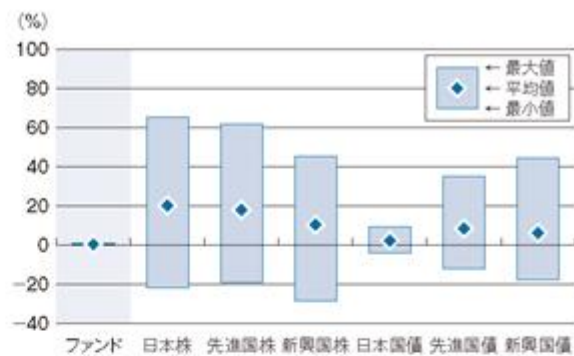
- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。2013年3月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2013年3月～2018年2月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

## 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。ファンドの運用開始日である2013年4月23日を100として指数化し表示しております。
- 2013年4月23日より運用を開始しましたので、年間騰落率は、2014年4月から2018年2月の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である豪ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

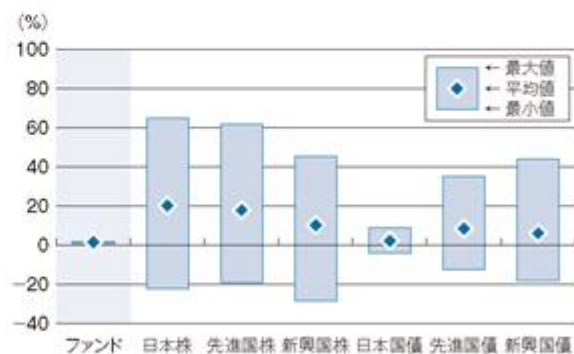
## ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	0.64	65.0	61.8	45.3	9.1	34.9	44.1
最小値(%)	0.13	-22.0	-19.2	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	0.28	20.2	17.9	10.3	2.2	8.4	6.1

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に、濱田松本法律事務所が作成

- 2013年3月～2018年2月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	1.97	65.0	61.8	45.3	9.1	34.9	44.1
最小値(%)	1.05	-22.0	-19.2	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	1.56	20.2	17.9	10.3	2.2	8.4	6.1

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に、濱田松本法律事務所が作成

- 2013年3月～2018年2月の5年間（ファンドについては2014年4月～2018年2月）の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



## (ご注意)

- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数  
日本株・・・TOPIX(配当込み)  
先進国株・・・ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス  
新興国株・・・S&P新興国総合指数  
日本国債・・・BBGパークレイズE1年超日本国債指数  
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)  
(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「株東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)はFTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券インデックスです。

## 4 手数料等及び税金

<訂正前>

(前略)

### (2) 買戻し手数料

海外における買戻し手数料

海外において、買戻し手数料は徴収されません。

日本国内における買戻し手数料

日本国内において、買戻し手数料は徴収されません。

### (3) 管理報酬等

管理報酬および投資運用報酬

管理会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.01%の報酬をファンド資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有します。

管理会社報酬とは、( )ファンドの投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに( )ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務の対価として管理会社へ支払われるものです。

投資運用会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.15%の報酬をファンド資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有します。

(中略)

投資運用会社、代行協会員および/または日本における販売会社の報酬は、管理会社と、投資運用会社、代行協会員または日本における販売会社のうち該当する関係会社との合意により、ファンドの運用実績の上昇または低下および金融市場の全般的状況を考慮して随時変更することができます。報酬の増額については、受益者に30日前に通知されるものとします。

上記の報酬率は金利水準により引き下げられる場合があります。

2017年11月末現在、報酬率の引き下げは行われていません。

### (4) その他の手数料等

トラストおよびファンドは、次の費用を負担します。

(中略)

受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が負担した法律関係費用。

( )券面または確認書の準備・印刷費、( )約款ならびに届出書、目論見書および説明書等を含むトラストに関するその他一切の書類を作成・印刷し、トラストまたはトラストの証券の販売に関し管轄権を有する一切の関係当局(各地の証券業協会を含みます。)へ提出する費用、( )上記関係当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、受益証券の受益者(実質的な保有者を含みます。)の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配付する費用、( )日本のブローカーおよび販売取扱会社に対し販売会社が販売用として有価証券届出書および目論見書を印刷・配付するための費用、( )会計、記帳および日々の純資産価額計算に要する費用、( )受益者への通知公告を作成しかつ配付する費用、( )弁護士の報酬(ファンド

に関する契約書の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価)および監査人の報酬(ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価)、( )受益証券が上場する場合の証券取引所への上場費用およびかかる証券取引所での上場維持費用、( )日本の適用法上求められる書類および各地の証券業協会の諸規則上、管理会社が作成すべき書類の作成費用、( )以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、一切の広告宣伝費および受益証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用を除くものとします。

2017年7月31日に終了した会計年度中にトラストは214,429米ドルのその他の費用を支払いました。

豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの設立費用は30,000豪ドル(管理会社に支払われる当初設定費用10,000豪ドルを含みます。)と概算されており、5年を超えない期間にわたり償却することができます。

(後略)

<訂正後>

(前略)

## (2) 買戻し手数料

海外における買戻し手数料

海外において、買戻し手数料は徴収されません。

日本国内における買戻し手数料

日本国内において、買戻し手数料は徴収されません。

本効力発生日より、買戻し時に「2 投資方針、(1)投資方針、(5)投資制限、流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則」に記載される一定の状況において、管理会社が流動性手数料を請求することがあります。

## (3) 管理報酬等

管理報酬および投資運用報酬

管理会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.01%の報酬をファンド資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有します。

管理会社報酬とは、( )ファンドの投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに( )ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務の対価として管理会社へ支払われるものです。

管理会社が負担したすべての合理的な立替費用(電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがそれらに限定されません。)は、ファンドが負担します。

投資運用会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.15%の報酬をファンド資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有します。

(中略)

投資運用会社、代行協会員および/または日本における販売会社の報酬は、管理会社と、投資運用会社、代行協会員または日本における販売会社のうち該当する関係会社との合意により、ファンドの運用実績の上昇または低下および金融市場の全般的状況を考慮して随時変更することができます。報酬の増額については、受益者に30日前に通知されるものとします。

上記の報酬率は金利水準により引き下げられる場合があります。

2018年2月末現在、報酬率の引き下げは行われていません。

## (4) その他の手数料等

トラストおよびファンドは、次の費用を負担します。

(中略)

受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が負担した法律関係費用。

ファンドの法律上または規制上の義務を履行するために必要な業務に対する合理的な報酬。

( )券面または確認書の準備・印刷費、( )約款ならびに届出書、目論見書および説明書等を含むトラストに関するその他一切の書類を作成・印刷し、トラストまたはトラストの証券の販売に関し管轄権を有する一切の関係当局(各地の証券業協会を含みます。)へ提出する費用、( )上記関係当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、受益証券の受益者(実質的な保有者を含みます。)の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配付する費用、( )日本のブローカーおよび販売取扱会社に対し販売会社が販売用として有価証券届出書および目論見書を印刷・配付するための費用、( )会計、記帳および日々の純資産価額計算に要する費用、( )受益者への通知公告を作成しかつ配付する費用、( )弁護士の報酬(ファンド

に関する契約書の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価)および監査人の報酬(ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価)、( )受益証券が上場する場合の証券取引所への上場費用およびかかる証券取引所での上場維持費用、( )日本の適用法上求められる書類および各地の証券業協会の諸規則上、管理会社が作成すべき書類の作成費用、( )以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、一切の広告宣伝費および受益証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用を除くものとします。

2017年7月31日に終了した会計年度中にトラストは214,429米ドルのその他の費用を支払いました。

## 第2 管理及び運営

### 1 申込(販売)手続等

<訂正前>

海外における販売

ファンド証券は、管理会社により各取引日に発行されます。

(中略)

1口当りの販売価格は、ファンド証券の買付注文が受領されたまたは受領されたと見做された取引日に決定される1口当り純資産価格です。配分方針に基づき、ファンドは、合理的に可能な限り、1口当り純資産価格を常にU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01豪ドルに維持するよう努めます。

(中略)

日本における販売

日本においては本書第一部証券情報(7)申込期間に記載される申込期間中のU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについてはルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークの銀行営業日かつニューヨーク証券取引所の取引日である日本における販売会社の営業日(ただし、12月24日を除きます。)、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについてはルクセンブルグ、ロンドン、シドニーおよびメルボルンの銀行営業日かつオーストラリア証券取引所の取引日である日本における販売会社の営業日(ただし、12月24日を除きます。)に、同第一部証券情報に従ってファンド証券の募集が行われます。

日本における販売会社または販売取扱会社は、外国証券取引口座約款を投資者に交付し、当該投資者から外国証券取引口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受けます。投資家はまた日本における販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結します。販売の単位は、1,000口以上1口単位です。ただし、各日本における販売会社または販売取扱会社は独自に、より大きな取扱い単位を決定する場合があります。また、各日本における販売会社または販売取扱会社において取り扱う有価証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金などのうち基準通貨(または各日本における販売会社または販売取扱会社が応じるその他の通貨)で支払われるものによりファンド証券を取得する場合等および確定拠出年金法にもとづいて個人または事業主が拠出した資金をもってファンド証券の取得申込をする場合には、各日本における販売会社または販売取扱会社が応じるものに限り、1口以上1口単位とします。

(後略)

<訂正後>

海外における販売

ファンド証券の販売は、通常、コンスタントNAVに相当する価格で行われます。

コンスタントNAVは、「5 資産管理等の概要、(1)資産の評価、資産の評価」の項に従い計算されます。

ファンド証券は、管理会社により各取引日に発行されます。

(中略)

1口当りの販売価格は、ファンド証券の買付注文が受領されたまたは受領されたと見做された取引日に決定される1口当り純資産価格です。配分方針に基づき、ファンドは、合理的に可能な限り、コンスタントNAVを常にU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01豪ドルに維持するよう努めます。

(中略)

日本における販売

日本においては本書第一部証券情報(7)申込期間に記載される申込期間中のU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについてはルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークの銀行営業日かつニューヨーク証券取引所の取引日かつ日本における販売会社の営業日(ただし、12月24日を除きます。)、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについてはルク

クセンブルグ、ロンドン、シドニーおよびメルボルンの銀行営業日でかつオーストラリア証券取引所の取引日かつ日本における販売会社の営業日(ただし、12月24日を除きます。)に、同第一部証券情報に従ってファンド証券の募集が行われます。

なお、2018年8月1日より、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドは、ルクセンブルグ、ロンドン、シドニー、メルボルンおよびニューヨークの銀行営業日でかつオーストラリア証券取引所およびニューヨーク証券取引所の取引日かつ日本における販売会社の営業日(ただし、12月24日を除きます。)に、管理会社により日々発行されます。

日本における販売会社または販売取扱会社は、外国証券取引口座約款を投資者に交付し、当該投資者から外国証券取引口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受けます。投資家はまた日本における販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結します。販売の単位は、1,000口以上1口単位です。ただし、各日本における販売会社または販売取扱会社は独自に、より大きな取扱い単位を決定する場合があります。また、各日本における販売会社または販売取扱会社において取り扱う有価証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金などのうち基準通貨(または各日本における販売会社または販売取扱会社が応じるその他の通貨)で支払われるものによりファンド証券を取得する場合等および確定拠出年金法にもとづいて個人または事業主が拠出した資金をもってファンド証券の取得申込をする場合には、各日本における販売会社または販売取扱会社が応じるものに限り、1口以上1口単位とします。

(後略)

## 2 買戻し手続等

海外における買戻し

<訂正前>

(前略)

買戻しは、買戻請求が受領されたか受領されたと見做される取引日に決定される該当するファンドの1口当り純資産価格により行われます。受益証券券面が発行されている場合、買戻請求にはその券面を添付しなければなりません。買戻手数料はありません。

(中略)

買戻代金および分配金の支払いは、券面が発行された場合は、これが受領され、買戻請求が受領されたか、受領されたと見做される取引日の翌取引日(「受渡日」といいます。)に行われます。

管理会社は、後記「保有制限」に記載の状況、条件において受益証券の強制的買戻しを行うことができます。

管理会社は流動性管理システムを用い、各サブ・ファンドの流動性リスクを監視する手法を実施し、管理会社が受益者からの買戻し請求に随時応じられるだけの各サブ・ファンドのポートフォリオの流動性を通常確保しています。

(後略)

<訂正後>

(前略)

買戻しは、通常、買戻請求が受領されたか受領されたと見做される取引日に決定される該当するファンドの1口当りコ  
ンスタントNAVに相当する額により行われます。受益証券券面が発行されている場合、買戻請求にはその券面を添付しなければなりません。買戻手数料はありません。

(中略)

買戻代金および分配金の支払いは、券面が発行された場合は、これが受領され、買戻請求が受領されたか、受領されたと見做される取引日の翌取引日(「受渡日」といいます。)に行われます。

本効力発生日より、前記「2 投資方針、(1)投資方針、(5)投資制限、流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則」または後記「5 資産管理等の概要、(1)資産の評価、資産の評価(および販売・買戻し)の停止」に記載される一定の状況において、ファンド証券の買戻しは制限されるか、またはファンド証券の買戻しに対して流動性手数料が課される場合があります。

管理会社は、後記「\_\_ 保有制限」に記載の状況、条件において受益証券の強制的買戻しを行うことができます。

(後略)

## 5 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

<訂正前>

## 資産の評価

ファンド証券の1口当り純資産価格は、ファンドの基準通貨で表示され、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定されます。

「取引日」は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては( )ルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークの銀行営業日、( )ニューヨーク証券取引所の取引日および( )日本の販売会社の営業日である日(ただし12月24日を除きます)をいい、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては( )ルクセンブルグ、ロンドン、シドニーおよびメルボルンの銀行営業日、( )オーストラリア証券取引所の取引日および( )日本の販売会社の営業日である日(ただし12月24日を除きます。)をいいます。

ファンドの1口当り純資産価格は、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に決定され、管理会社の事務所に於いて閲覧可能です。

ファンドの組入証券は償却原価法により評価されます。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としています。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、償却原価法によって決定される評価額がファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生じる結果となります。

ファンドは、合理的に可能な範囲で、発行と買戻しのために計算されるファンドの証券の1口当り価格をU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01豪ドルで安定させる手続きを設けています。ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と償却原価法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社の指示により随時見直されます。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を受益者または既存の受益者にもたらす可能性のある乖離があったと判定された場合、管理会社またはその指定する代理人は、必要かつ適切であると判断する調整的措置を行います。これには、各受益者の受益証券の割合に応じた買戻しによるファンドの発行済受益証券口数の減少(この買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われません。)、売買益または売買損を実現化させるため満期前の組入証券の売却、組入証券の平均満期を短くすること、分配の停止または入手可能な市場相場に基づく1口当り純資産価格の決定が含まれます。受益証券の1口当りの純資産価格をU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01豪ドルに維持するため発行済受益証券口数を減少させる場合、強制的に買戻されるファンド証券口数は、組入証券の償却原価法による評価と市場相場に基づく評価との差を表わしています。各受益者は、トラストへの投資にあたり、かかる強制的買戻しに同意したものと見做されます。

管理会社またはその指定する代理人による上記の決定は、管理会社の役員またはこれにより指定された者による公正な価格計算のための一般的ガイドラインを定めた管理会社が随時採択する方針に従って行われます。

すべての場合において、ファンドの純資産価格は、ファンドに帰属するすべての組入証券およびその他の資産の合計からファンドの債務を控除し、ファンドの発行済証券の口数で割ることにより決定されます。

トラスト中の各サブ・ファンドに帰属する資産および債務を決定するため、各サブ・ファンドの資産プールは以下の方法で設定されます。

(中略)

評価代理人との評価業務に関する契約が、2013年法に適合するよう、管理会社が責任を負います。

資産の評価(および販売・買戻し)の停止

管理会社は、以下の場合において、ファンド証券の1口当り時価(純資産価格)の決定、ファンド証券の販売および買戻しを一時的に停止することができます。

(a) ファンド資産の相当部分の評価の基礎を提供する一つもしくは複数の証券取引所もしくは市場、または、ファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止された場合。

(後略)

<訂正後>

## 資産の評価

ファンド証券の1口当り純資産価格は、ファンドの基準通貨で表示され、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定されます。1口当り純資産価格は、コンスタントNAVとします。

各ファンドのポートフォリオは償却原価法により評価されます。この評価方法は、商品を取得原価で評価し、以後商品の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としています。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、償却原価法によって決定される評価額がトラストが商品を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったり場合があります。

「取引日」は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては( )ルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークの銀行営業日、( )ニューヨーク証券取引所の取引日かつ( )日本の販売会社の営業日である日(ただし12月24日を除きます)をいい、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては( )ルクセンブルグ、ロンドン、シドニーおよびメルボルンの銀行営業日、( )オーストラリア証券取引所の取引日かつ( )日本の販売会社の営業日である日(ただし12月24日を除きます。)をいいます。

なお、2018年8月1日より、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの取引日は、( )ルクセンブルグ、ロンドン、シドニー、メルボルンおよびニューヨークの銀行営業日、( )オーストラリア証券取引所およびニューヨーク証券取引所の取引日かつ( )日本における販売会社の営業日である日(ただし12月24日を除きます。)に、変更されません。

本効力発生日より、MMF規則に従って、各ファンドは、時価評価またはモデル評価(適切な方)を使用した1口当たり純資産価格の計算も行います。

本効力発生日以降、1口当たり純資産価格はMMF規則の純資産価格の計算に関する規定に従って、管理会社もしくは管理会社の指図の下に決定され、管理会社の事務所において入手可能です。

本効力発生日までは以下が適用されます。

「ファンドは、合理的に可能な範囲で、発行と買戻しのために計算されるファンドの証券の1口当たり価格をU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01豪ドルで安定させる手続きを設けています。ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と償却原価法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社の指示により随時見直されます。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を受益者または既存の受益者にもたらす可能性のある乖離があったと判定された場合、管理会社またはその指定する代理人は、必要かつ適切であると判断する調整的措置を行います。これには、各受益者の受益証券の割合に応じた買戻しによるファンドの発行済受益証券口数の減少(この買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われません。)、売買益または売買損を実現化させるため満期前の組入証券の売却、組入証券の平均満期を短くすること、分配の停止または入手可能な市場相場に基づく1口当たり純資産価格の決定が含まれます。受益証券の1口当たりの純資産価格をU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01豪ドルに維持するため発行済受益証券口数を減少させる場合、強制的に買戻されるファンド証券口数は、組入証券の償却原価法による評価と市場価格に基づく評価との差を表わしています。各受益者は、トラストへの投資にあたり、かかる強制的買戻しに同意したものと見做されます。」

本効力発生日より、以下の段落が適用されます。

「ファンドは、合理的に可能な範囲で、発行と買戻しのために計算される1口当たり純資産価格をそれぞれ0.01米ドル、0.01豪ドルで一定に保つ手続きを設けています。ファンドの組入証券は、時価評価またはモデル評価(適切な方)を使用して計算される1口当たり純資産価格とコンスタントNAVとの間の乖離(以下「本差額」といいます。)が存在するかを判定するため、管理会社により、または管理会社の指示により監視されます。本差額は監視され、管理会社のウェブサイトにおいて日々公表されます。本差額が重大な希薄化またはその他の不公正な結果を受益者にもたらす可能性があるとして判定された場合、管理会社またはその指定する代理人は、必要かつ適切であると判断する是正措置を行います。これには、( )各受益者のファンド証券の割合に応じた買戻しによる発行済ファンド証券口数の減少(この買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われません。)、( )売買益もしくは売買損を実現化させるため満期前の組入証券の売却または組入証券の平均満期を短くすること、分配の停止、または( )時価評価またはモデル評価(適切な方)を使用して計算される1口当たり純資産価格に基づく発行および買戻価格の決定が含まれます。上記に従い1口当たりコンスタントNAVを維持するため発行済ファンド証券口数を減少させる場合、本差額に相当する口数が強制的に買戻されます。各受益者は、ファンドへの投資にあたり、このような強制的買戻しに同意したものと見做されます。」

管理会社またはその指定する代理人による上記の決定は、管理会社の役員またはこれにより指定された者による公正な価格計算のための一般的ガイドラインを定めた管理会社が随時採択する方針に従って行われます。

トラスト中の各サブ・ファンドに帰属する資産および債務を決定するため、各サブ・ファンドの資産プールは以下の方法で設定されます。

(中略)

評価代理人との評価業務に関する契約が、2013年法に適合するよう、管理会社が責任を負います。

本効力発生日より、以下が適用されます。

「ファンド証券1口当りコンスタントNAVは、以下に記載される方法で評価される全資産の合計額から全負債の合計額を差し引き、各ファンドの発行済口数で割ることにより、計算されます。

(a) 短期金融商品(ならびに証券化商品およびABC P)は償却原価法で評価されます。

(b) 投資対象短期MMFの投資証券または受益証券は、これらの投資対象短期MMFによって報告されるその入手可能な最新の純資産価格で評価されるものとします。

(c) 手元現金、預金、手形および要求払約束手形、ならびに前述の宣言または発生済みであるが未払いの売掛金、前払費用、現金配当および利息の価額は、それらの全額とみなされるものとします。ただし、全額の支払いまたは受領が見込まれない場合は除外されるものとし、除外される場合、かかる資産の価額は、管理会社がそれらの真の価額を反映するために適切と考える割引を行った後で決定されるものとします。

公債CNAV MMFの1口当りコンスタントNAVは、四捨五入して小数点第二位までとされるか、またはコンスタントNAVが通貨単位で公表される場合は同等額で処理されます。

異常な事態により評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価の遂行のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されています。

評価代理人との評価業務に関する契約が、2013年法に適合するよう、管理会社が責任を負います。」

資産の評価(および販売・買戻し)の停止

管理会社は、本効力発生日より適用される「2 投資方針、(1)投資方針、(5)投資制限、流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則」に規定される状況に加え、以下の場合において、ファンドの純資産価格の決定および/または当該ファンドの販売および買戻しを一時的に停止することができます。

(a) ファンド資産の相当部分の評価の基礎を提供する一つもしくは複数の証券取引所もしくは市場、または、ファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止された場合。

(後略)

(5) その他

( ) トラストおよびファンドの償還

<訂正前>

(前略)

管理会社は、保管受託銀行との合意により、( )いつでもサブ・ファンドを償還することができ、当該サブ・ファンドの受益者は、当該サブ・ファンドの資産の売却純手取金の分配を受け、または( )いつでもサブ・ファンドを償還することができ、他のサブ・ファンドに、償還されるサブ・ファンドの資産(監査報告により評価されます。)を譲与し、他のサブ・ファンドの受益証券を、償還されるサブ・ファンド受益者に分配することができ、または( )ファンドの発行済受益証券口数が20億口を下回った場合には、ファンドを償還できます。上記( )の償還および分配は、当該サブ・ファンドのサイズ、サブ・ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができます。上記( )および( )の償還の場合、その効力発生日は郵便またはファックスで受益者に通知されます。上記( )のサブ・ファンドの償還または分配の場合、当該サブ・ファンドの受益者には償還の1か月前に郵便により通知するものとします。償還の効力発生日まで、受益者はサブ・ファンドの償還により生じる費用をカバーする引当金額を反映した純資産価格で、当該受益証券の買戻しまたは転換を継続することができます。

なお受益者への償還金のお支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続等の進捗によってはさらに時間を要する場合があります。

(後略)

<訂正後>

(前略)

管理会社は、保管受託銀行との合意により、( )いつでもサブ・ファンドを償還することができ、当該サブ・ファンドの受益者は、当該サブ・ファンドの資産の売却純手取金の分配を受け、または( )いつでもサブ・ファンドを償還することができ、他のサブ・ファンドに、償還されるサブ・ファンドの資産(監査報告により評価されます。)を譲与し、他のサブ・ファンドの受益証券を、償還されるサブ・ファンド受益者に分配することができ、または( )ファンドの発行済受益証券口数が20億口を下回った場合には、ファンドを償還できます。上記( )の償還および分配は、当該サブ・ファンドのサイズ、サブ・ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができます。



上記( )および( )の償還の場合、その効力発生日は郵便、電子メール、ファックスまたはその他の合理的な方法で受益者に通知されます。

上記( )のサブ・ファンドの償還または分配の場合、当該サブ・ファンドの受益者には償還の1か月前に郵便、電子メール、ファックスまたはその他の合理的な方法により通知するものとします。

償還の効力発生日まで、受益者はサブ・ファンドの償還により生じる費用をカバーする引当金額を反映した純資産価格で、当該受益証券の買戻しまたは転換を継続することができます。

なお受益者への償還金のお支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続等の進捗によってはさらに時間を要する場合があります。

(後略)



## 第3 ファンドの経理状況

## 2 ファンドの現況

## 純資産額計算書

&lt;訂正前&gt;

## U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2017年11月末日現在)

	米ドル	千円 (、を除く)
・資産総額	277,088,931.49	31,047,815
・負債総額	358,270.94	40,144
・純資産総額( - )	276,730,660.55	31,007,671
・発行済口数	27,673,066,055口	
・1口当り純資産価格( / )	0.01	1.12円

## 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2017年11月末日現在)

	豪ドル	千円 (、を除く)
I. 資産総額	31,564,164.56	2,678,851
・負債総額	37,962.57	3,222
・純資産総額( - )	31,526,201.99	2,675,629
・発行済口数	3,152,620,199口	
・1口当り純資産価格( / )	0.01	0.85円

&lt;訂正後&gt;

## U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2017年11月末日現在)

	米ドル	千円 (、を除く)
・資産総額	277,088,931.49	31,047,815
・負債総額	358,270.94	40,144
・純資産総額( - )	276,730,660.55	31,007,671
・発行済口数	27,673,066,055口	
・1口当り純資産価格( / )	0.01	1.12円

(注)米ドルの円貨換算は、便宜上、2017年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=112.05円)によります。

## 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2017年11月末日現在)

	豪ドル	千円 (、を除く)
I. 資産総額	31,564,164.56	2,678,851
・負債総額	37,962.57	3,222
・純資産総額( - )	31,526,201.99	2,675,629
・発行済口数	3,152,620,199口	
・1口当り純資産価格( / )	0.01	0.85円

(注)豪ドルの円貨換算は、便宜上、2017年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=84.87円)によります。

## 第三部 特別情報

### 第1 管理会社の概況

#### 4 利害関係人との取引制限

<訂正前>

約款により、管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含みます。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除きます。)の売買もしくは貸付けをし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、( )公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または( )適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

<訂正後>

管理会社は、自己またはファンドの受益者以外の第三者の利益を計る目的で行う取引など、ファンドの受益者の保護に欠け、またはファンド資産の運用の適正を害する取引を行うことはできません。

上記に加え、本効力発生日までは以下の制限が適用されます。

「約款により、管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含みます。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除きます。)の売買もしくは貸付けをし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、( )公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または( )適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。」

### 第2 その他の関係法人の概況

#### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

9. S M B C 日興証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年11月末日現在、100億円

(2) 事業の内容

1920年6月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

(中略)

19. いよぎん証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

30. 九州F G証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年11月末日現在、30億円

(2) 事業の内容

2017年6月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

<訂正後>

(前略)

9. S M B C 日興証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年11月末日現在、100億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいます。なお、S M B C日興証券株式会社は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っています。

(中略)

19. 四国アライアンス証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

30. 九州F G証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年11月末日現在、30億円

(2) 事業の内容

2017年6月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

31. FPL証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2018年2月末日現在、190百万円

(2) 事業の内容

2014年12月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

## 2 関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

19. いよぎん証券株式会社(日本における「販売会社」)

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

(中略)

29. 七十七証券株式会社(日本における「販売会社」)

2018年2月1日より、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

30. 九州F G証券株式会社(日本における「販売会社」)

2018年2月1日より、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

<訂正後>

(前略)

19. 四国アライアンス証券株式会社(日本における「販売会社」)

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

(中略)

29. 七十七証券株式会社(日本における「販売会社」)

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

30. 九州F G証券株式会社(日本における「販売会社」)

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

31. FPL証券株式会社(日本における「販売会社」)

2018年5月1日より、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。